

令和 6（2024）年度
自己点検・評価報告書

令和 7（2025）年 6 月
福島学院大学短期大学部

目 次

令和 6（2024）年度 自己点検・評価報告書刊行にあたって

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等・	1
II. 沿革と現況・	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価・	7
基準 1. 使命・目的等・	7
基準 2. 学生・	12
基準 3. 教育課程・	36
基準 4. 教員・職員・	51
基準 5. 経営・管理と財務・	60
基準 6. 内部質保証・	72
IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価・	77
基準 A. 地域における連携活動・連携事業・	77

令和 6（2024）年度 自己点検・評価報告書 刊行にあたって

総合的な質の向上と特徴の明確化を目指して

福島学院大学短期大学部は、教育や研究はもちろん、総合的な視点から質の向上を目指し、自己点検評価を実施しています。また、認証評価受審時にご指摘を頂いたところに対しては重点的に点検し改善に力を入れておりますし、その他の点においても現状の把握と分析を慎重に行い、自己評価に結び付ける手法で自己点検・評価を進めております。これら自己点検・評価の結果を公表することにより、社会的な評価を求め、総合的な質保証の達成に努力していることを理解していただくとともに、本学が目指す人材の育成の過程を明らかにするものであります。

本学の令和 6 年度は、前年度に受審した認証評価を通しご指摘をいただいた課題や改善点を中心に大学の再整備に取り組むべき年になりました。「学校法人福島学院第三期中期計画」の中でも 8 つの改革の柱の一つとなっている大学教育における「教育の質的向上と教育環境の充実」は、きわめて重要な課題として認識し、様々な方向と方法からの取り組みに力を入れてきております。「教育の質的向上」は、学生の学びの効果の向上と質の高い人材の育成にも直結するものであり、学科内でのカリキュラム改革や教養教育の共通化などの検討を始めています。また、教育環境の充実にも、同様に配慮をしております。

しかし、現実には、これまでの受験者人口の予想よりもその数の減少が顕著になり、特に私立大学が生き残り、発展していくための質、すなわち各大学の特色を生かした質とその向上が、質のもう一つの側面として大学に努力を求めてきたように思えます。個々の大学がそれぞれの特徴を活かし、大学全体の質を考え、同時にそれが学生にとって魅力あるものであり、充実した学びを与え、出口に有効につながるといった流れを持つものでなければならぬことが明確になっています。これが、すなわち「学生第一」といってもよい考え方であり、まさに選ばれる大学としての存在を築くことができるという確信をもって、今後も自己点検・評価を続けていく所存です。

本学は今年度から、自己点検・評価を確実な視線で検証していくように、自己点検・評価委員会に加えて、IR 推進委員会、学修支援委員会等関連する委員会を設置し、時にはそれらが連携することによって新たな視点で、課題に向き合う機会を作り、今後も引き続き検証してまいります。

令和 7(2025)年 6 月

福島学院大学短期大学部

学長 遠 藤 克 弥

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1. 本学の建学の精神

「真心こそすべてのすべて」

学校法人福島学院（以下「本学院」という。）は、昭和 16（1941）年 2 月 15 日に、菅野慶助（明治 40（1907）年～平成 3（1991）年）と菅野八千代（大正 3（1914）年～平成 16（2004）年）夫妻が福島県の認可を得て福島市栄町（福島駅前地区）に設立した福島高等洋裁学院がその発祥である。菅野慶助は福島県内各地の小学校や高等小学校の主席訓導、官立福島師範学校の教員として戦後間もない時期に数多くの生徒へ指導を行い、教育者として尽力し、菅野八千代は、杉野ドレスメーカー女学院や、山脇服飾美術学院で学び、東北の洋装文化の発展を目指し、洋裁教育を通じて婦人の教養及び社会的地位の向上を目指した。

戦後の混乱期には、福島県内各地でファッションショーを開催し、女性の自立につながる洋裁の振興をととして社会への貢献を続けた。さらに、福島県内に 4 校の分教場を設けることによって、洋装文化の向上と浸透に努めた。

福島高等洋裁学院は、昭和 24（1949）年に私立学校法により財団法人となり、昭和 51（1976）年 3 月には、学校法人福島ドレスメーカー専門学校と改称した。教育をととした女性の社会的地位と社会文化の向上を目指した創立者の志は現在にまで引き継がれている。

この間、菅野慶助は高等教育機関の設立を昭和 38（1963）年から進め、昭和 41（1966）年度に緑ヶ丘女子短期大学を開設したことが、現在の福島学院大学（以下「本学」という。）へとつながっている。

このような経過の中、本学では昭和 16（1941）年の開学以来、創立者の信念である「真心こそすべてのすべて」を建学の精神に掲げ、専門の学芸を教授するだけでなく、真心（Sincerity＝偽りや飾りのない心）と思いやり（Hospitality＝その人の身になって考える）を涵養する教育を目指してきた。

「真心」とは、人間の誰でもが生まれながらにして有している心の在り方である。やさしさ、思いやり、誠実といった『徳』とされる人間の倫理的行動につながるものであり、よりよい人間関係の創造と維持の力となるものである。そして「真心」は、相違や多様性を超えた、人類に共通する心の在り方であり、身近な地域や国内だけでなく、国際社会における相互理解と共生の真の在り方へも導くものである。こうした社会の「すべての人々、すべての状況」に対応し得る「真心」を理解し、「真心」を持って国内外の社会において活動し得る人材の育成を目指すという建学の精神のもとに本学は発展してきた。

「真心を理解し、地域社会・国際社会に生きる人間としての資質を育てる教育」

「真心」は、国家、民族、宗教や思想の相違を超え、人類にとって普遍的なものであり、それは、地域の安全と安心、そして世界の平和と安定をもたらすための人間の関係づくりや交流の原点となるものであると考える。ゆえに、本学の教育は、真心を強く感じる人材、真心を持って世界で活躍する人材の育成を目指すことを「教育の理念」としている。

本学は、4 年制大学と短期大学の共生と相互啓発による特徴を生かした独自の学びと教育を作り出すことを目指している。

2. 使命・目的

本学は建学の精神に基づき、その設置目的を福島学院大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第1条に、次のとおり定めている。

学則

第1条

本学は教育基本法、学校教育法に則り、学院創立者の信念である「真心こそすべてのすべて」という建学の精神に基づき、**Sincerity**（真心）と **Hospitality**（思いやり）を教育の根本におき、広く知識を授けるとともに、専門の学芸を教授研究し、知的、道德的および応用的能力を展開させ、職業及び實際生活に必要な人材を育成することを目的とする。

また、各学科の教育目的および人材育成の目的は学則第5条の2に、次のとおり定めている。

学則

第5条の2

1. 保育学科においては、多様な保育ニーズに対応できる教養と専門的な知識・技術を持った人材を育成する。
2. 食物栄養学科においては、豊かな教養と、よりよい食生活を実現するための理論と実践を身につけた人材を育成する。

3. 個性・特色等

本学は、学則第1条に明示しているように、「真心こそすべてのすべて」という建学の精神に基づき、「真心」と「思いやり」を教育の根本においている。

その「真心」と「思いやり」を基本にした人とのつながりが学生を育てるという考えのもと、本学では、令和元（2019）年度に策定した「学校法人福島学院第二期中期計画」（以下、「第二期中期計画」という。）において、「学生第一」の大学、「地域になくてはならない」大学を本学の目指すべき姿として掲げ、大学改革に取り組んできた。

令和6（2024）年度からの「学校法人福島学院第三期中期計画」（以下、「第三期中期計画」という。）では、この二つの理念（「学生第一」の大学、「地域になくてはならない」大学の二つの理念）を継承し、地域社会を支える人材育成を目指し、さらなる実践力を育む学びの場づくりに努め、改革に取り組んでいる。

本学は、建学の精神及び使命・目的の具現化を目指して、保育学科、食物栄養学科の各学科においては、様々な資格・免許状取得をとおして「幅広い職業人 養成」の機能と「社会貢献機能」（大学の機能別分化「我が国の高等教育の将来像」）を重点的に担っている。

(1) 幅広い職業人及び高度専門職業人の養成

①保育学科においては、多様な保育ニーズに対応できる教養と専門的な知識・技術を有する保育者の養成を目指し、そのための多様な分野を包括する教育課程編成を特色としている。その教育課程から、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、児童福祉司（任用資格）、社会福祉主事（任用資格）の免許状・資格を取得することができ、地域社会の教育・保育を担う人材を育成している。

②食物栄養学科においては、豊かな教養と、より良い食生活を実現するための理論と実践を身につけた栄養士の養成を目指し、研究能力、専門的職業能力を育成する教育課程編成を特色としている。その教育課程から、栄養士免許を取得することができ、将来、管理栄養士としても活躍できるよう、地域社会が求める「食」、「栄養」、「健康管理」のスペシャリスト育成を目指している。

卒業生の就職先は、保育学科では児童福祉施設、幼稚園、認定こども園等の保育士、幼稚園教諭、保育教諭として、食物栄養学科では、学校、病院、福祉施設等の栄養士等を中心に幅広い職域で活躍している。

さらに保育学科では、併設の福島学院大学認定こども園で教育実習（基本実習）、絵本の読み聞かせ、園行事を題材とした連携授業等が実践できるほか、食物栄養学科では「はらくっちゃん」や「Nutrition Cafe 福島」等、市民参加型セミナーの開催、弁当レシピ開発の委託事業のほか、カロリーアンサーによる栄養成分分析等をとおして、教育を実学へと結びつけている。

(2) 社会貢献

大学教育を社会へと結びつけることを目指して、メディア懇談会の定期的な開催や、15の企業・団体と連携協定を結び（令和 7（2025）年 3 月 31 日現在）、その連携協定に基づく地域連携事業を中心とした多くの地域連携活動の実施により、社会貢献を実践している。

また、改革総合支援事業タイプ 3 として採択されている「福島市産官学連携プラットフォーム」は、福島市内の 3 大学と 2 短期大学、福島市及び福島商工会議所、市内企業等との連携を進めるためのプラットフォームである。福島市の若者の地域定着に対する取組として、就職セミナーや調査研究、地元の魅力発信事業などを連携して行っている。

その他、本学は福島県内 19 の大学等と自治体、経済団体等が連携した組織である「アカデミア・コンソーシアムふくしま」にも参画しており、地元企業、市町村を始めとした地域の組織との連携・協働から生まれる若者の教育と地域・経済振興に資する取組を実施し、広く社会に羽ばたく人材育成を目的として活動している。

①地域連携センターによる地域連携活動

地域連携センターは、県都福島市にある唯一の文系 4 年制私立大学という特徴を活かし、東日本大震災・原発事故後の福島の再生に貢献することを目指して平成 31（2019）年 4 月に設置された。地域連携センターの大きな目的は地域の活性化を促す仕掛けを作り出すことである。そのために、地域の課題を大学での授業に結びつけ、学術的な面か

ら検討することによって地域への貢献を重ね、連携協定に基づく地域連携活動を行っている。

②心理臨床相談センター

福島学院大学大学院附属心理臨床相談センターにおいては、教員の指導のもとで専門的な教育と訓練を受けた大学院生が、市民の心の相談に応じている。相談後に医療的サポートが必要であると判断された場合には適切な医療機関を紹介している。また、メンタル面の問題に関心のある学生・一般を対象とした本センター主催による公開講座や、大学院心理学研究科との共催による心理職（臨床心理士・公認心理師等）を対象にした公開講座を開催した。

③こども図書館

こども図書館は、学生と子どもたちの豊かな感性と心や知的好奇心を育み、絵本を通じた教育・保育の充実を図るなどを目的に令和3（2021）年10月設置された（宮代キャンパス／認定こども園内）。本学福祉学部こども学科の学生による小学生や園児への読み聞かせの実践など、現場に即した学びの場として、こども図書館を活用するほか、子育て支援拠点の一つとして地域の子どもや保護者が絵本に親しむ場を提供している。

④公開授業「科目履修生」制度

大学院・大学・短期大学部の正規科目を公開している。本制度は、本学学生以外で学びに関心のある方、各種資格取得を目指す方が、興味ある科目や必要な科目を選んで履修できる制度である。本制度によって、学び直し（リカレント教育）や卒業後に資格取得を目指す方々を支援している。

以上のような、「幅広い職業人及び高度専門職業人の養成」と「社会貢献」機能のほか、地域で活躍する方々を招いての「人材寄付講座」などにより、社会人の方が学べる機会を提供するなど、「真心」と「思いやり」を基本にした地域とのつながりを大切にして、「学生第一」の大学、「地域になくてはならない」大学を目指すという個性・特色を打出している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 16 (1941) 年	創立者・菅野慶助、菅野八千代により洋裁教育を通じて婦人の教養及び社会的地位向上を目的とし、福島学院大学の前身となる福島高等洋裁学院を開校
昭和 24 (1949) 年	私立学校法により財団法人となる
昭和 41 (1966) 年	緑ヶ丘女子短期大学開学、保育科開設
昭和 43 (1968) 年	福島女子短期大学に名称変更、服飾美術科、食物栄養科開設
昭和 46 (1971) 年	福島女子短期大学保育科第二部開設
昭和 49 (1974) 年	福島女子短期大学附属幼稚園開園
昭和 51 (1976) 年	福島高等洋裁学院を学校法人福島ドレスメーカー専門学校へ名称変更
昭和 60 (1985) 年	学校法人福島ドレスメーカー専門学校廃止、福島女子短期大学秘書科開設
平成元 (1989) 年	生活教養科開設（服飾美術科・学科名変更）
平成 4 (1992) 年	学校法人福島学院に法人名称変更
平成 12 (2000) 年	福島学院短期大学に名称変更し男女共学化 生活デザイン科開設（生活教養科・学科名変更） 情報ビジネスコミュニケーション科開設（秘書科・学科名変更）
平成 13 (2001) 年	福祉心理科、専攻科福祉専攻第一部開設
平成 14 (2002) 年	情報ビジネス科開設（情報ビジネスコミュニケーション科・学科名変更）
平成 15 (2003) 年	福島学院大学開学、福祉学部福祉心理学科開設 福島学院短期大学生生活デザイン科、福祉心理科募集停止（大学へ定員振替）
平成 16 (2004) 年	福島学院大学短期大学部、福島学院大学附属幼稚園に名称変更
平成 18 (2006) 年	福島駅前キャンパス開設
平成 19 (2007) 年	大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻（修士課程）開設
平成 24 (2012) 年	福島学院大学短期大学部専攻科臨床栄養専攻、情報ビジネス専攻開設
平成 25 (2013) 年	大学院心理学研究科臨床心理学専攻に研究科名変更 大学院心理学研究科こども心理専攻開設
平成 27 (2015) 年	福島学院大学福祉学部こども学科開設 福島学院大学附属幼稚園を幼保連携型福島学院大学認定こども園へ移行
平成 29 (2017) 年	福島学院大学短期大学部専攻科福祉専攻第一部、臨床栄養専攻、情報ビジネス専攻廃止 福島学院大学短期大学部 保育科第一部を保育学科、食物栄養科を食物栄養学科、情報ビジネス科を情報ビジネス学科に学科名変更

福島学院大学短期大学部

- 平成 30 (2019) 年 福島学院大学短期大学部保育科第二部廃止
 令和 2 (2020) 年 大学院心理学研究科こども心理専攻廃止
 令和 5 (2023) 年 福島学院大学短期大学部 情報ビジネス学科募集停止
 福島学院大学マネジメント学部地域マネジメント学科開設
 令和 6 (2024) 年 福島学院大学短期大学部情報ビジネス学科廃止

2. 本学の現況

・短期大学名

福島学院大学短期大学部

・所在地

福島県福島市宮代乳児池 1-1 (宮代キャンパス・法人本部)

福島県福島市本町 2-10 (福島駅前キャンパス)

・学科構成

福島学院大学短期大学部

保育学科 (宮代キャンパス)

食物栄養学科 (宮代キャンパス)

・学生数、教員数、職員数 (令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在)

学生数 (単位 : 人)

学科名	1 年	2 年	計
保育学科	73	65	138
食物栄養学科	21	41	62
合計	94	106	200

教員数 (単位 : 人)

学科名	専任教員						兼任教員
	教授	准教授	講師	助教	計	助手	
保育学科	5	2	6	0	13	0	6 (12)
食物栄養学科	3	3	0	1	7	0	4 (1)
合計	8	5	6	1	20	0	10 (13)

※兼任教員の括弧書きは大学の専任教員数

職員数 (単位 : 人)

専任職員	9
特別職員	7
派遣職員	1
合計	17

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の教育の使命・目的は、短期大学設置基準第 2 条、学校教育法第 108 条及び建学の精神に基づき、福島学院大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第 1 条に、広く知識を授けるとともに、専門の学芸を教授研究し、知的、道德的および応用的能力を展開させ、職業及び實際生活に必要な人材を育成すると明示している。

また、教育目標は、学則第 5 条の 2 において、保育学科、食物栄養学科それぞれに具体的に明示している。

さらに、学則第 2 条で教育の理念を示し、本学が育成しようとする具体的人間像を本学ウェブサイトでも示している。

1-1-② 簡潔な文章化

建学の精神に基づく本学の使命・目的及び教育目的は、学生の理解と社会への情報公表（学則第 4 条の 2）を前提として、平易な言葉を用いて具体的かつ簡潔に文章化されている。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、学則第 1 条に明示しているように、「真心こそすべてのすべて」という建学の精神に基づき、「真心」と「思いやり」を教育の根本においている。

「真心」と「思いやり」を基本にした人とのつながりが学生を育てるという考えのもと、本学では、「学校法人福島学院第二期中期計画」（以下、「第二期中期計画」という。）において、「学生第一」の大学、「地域になくてもはならない」大学を本学の目指すべき姿として掲げ、大学改革に取り組み、地域との連携活動を進めてきた。これらの活動が学生と地域を結んだ実践的な授業に反映されており、この理念は「学校法人福島学院第三期中期計画」（以下、「第三期中期計画」という。）でも継承されている。

また、本学独自の教育の特色を「福島学院大学 四つの約束」として、本学ウェブサイトでも示している。

1-1-④ 変化への対応

本学院は、東日本大震災・原発事故以降急激に顕在化が進んだ少子社会における幼児教育の高度化を図るため、平成 27 (2015) 年度に福祉学部こども学科を設置するなど社会情勢の変化に対応してきたが、震災から 14 年が経過し、少子化、高齢化、過疎化など地域の諸課題が一層顕在化してきた。その状況を受けて、本学院の使命・目的を果たすための検討を重ね、令和 4 (2022) 年 3 月に「マネジメント学部地域マネジメント学科」の設置認可を申請し、8 月 31 日付けで「認可」の答申を得た（令和 5 (2023) 年 4 月に開設）。

これは急激な少子化の中で、大学への新たな需要を開拓するとともに、本学の適正な収容定員管理による ST 比（学生数／教員数）を含む教育の質向上を目的としたものである。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の新学部開設を契機として、本学の使命・目的について一層の意識共有を図るとともに、教育目的の意味・内容について継続的に自己点検評価を行っていく。

▶エビデンス（資料編）

【資料 1-1-1】 福島学院大学短期大学部学則

【資料 1-1-2】 本学ウェブサイト（ホーム＞大学案内＞大学紹介＞福島学院大学の特色）<https://www.fukushima-college.ac.jp/feature/>

【資料 1-1-3】 学校法人福島学院第二期中期計画

【資料 1-1-4】 学校法人福島学院第三期中期計画

【資料 1-1-5】 2025 年度大学案内

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の教育の使命・目的は、学則第 1 条に規定し、各学科の使命・目的についても学則第 5 条の 2 にそれぞれ規定し明確に示している。

学長は、使命・目的及び教育目的などの学則等の策定・改正の際には、学科会議、運営委員会、教授会で意見を聞き、常任理事会、理事会に具申する。理事会は具申された案件に対して監事出席のもと、審議決定する。役員にはその審議・承認の過程で理解と支持を得ている。

最終決定した教育の使命・目的等は、各年度の事業計画及び各科課室の運営計画に反映され実施されるほか、教職員全体に対しては、毎年、年度初めの4月1日に開催される初顔合わせ会、1月上旬の新年初会合等において、理事長、学長、副学長等から方針などが詳しく説明され、全教職員の理解と支持を得ている。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的、教育目的は、学則第4条の2に規定するとともに、年度当初には大学案内、大学報を発行し、本学ウェブサイトにも掲載して学内外に周知している。資料請求者に対して大学案内を郵送及び配付し、本学ウェブサイトの URL 及び QR コードを SNS 等で公開し周知している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の使命・目的及び教育目的を具現化するために、建学の精神に基づいた「使命・目的及び教育目的」を、第三期中期計画における2つの本学の目指すべき姿（「学生第一」の大学、「地域になくてはならない」大学）と8つの改革の柱（1. 大学教育、2. 研究推進、3. 学生支援、4. 学生募集・入学者選抜、5. 国際化、6. 地域連携・地域貢献、7. 管理運営、8. 法人組織）へ反映し、本法人教職員の「意識改革」と「学生募集・入学者選抜」を重点施策とし、選ばれる大学を目指し、引き続き努力する。

これらを具体的に実践するため、各担当部署に進捗管理を依頼し、進捗状況に応じてアクションプランを見直し、取組方法の変更など各担当部署で打合わせを行い、理事長・学長に報告する。各担当部署からの報告をもとに、全体の進捗を把握するための全体会議を行い、進捗の把握と方向性を確認し情報共有を図っている。

以上の点から、本学の使命・目的及び教育目的は中長期的な計画に反映されるとともに、情報共有が図られ継続的な点検が行われている。

なお、中期計画の進捗状況は理事会、評議員会に概要を報告しており、厳しい経営環境の中で、建学の精神と教育理念の実現を志向し、社会的使命を果たすために、新たな中期計画により経営改革を進めていく。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

令和2（2020）年度に大学全体（大学・大学院・短期大学部）の使命・目的及び教育目的を反映した三つのポリシー「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」（以下それぞれ「DP」、「CP」、「AP」という。）を策定した。同時に各学科・専攻の三つのポリシーも大学全体のポリシーに紐づけながら見直しを行い、各学科・専攻の使命・目的及び教育目的に基づくものとして策定された。

なお、令和6（2024）年度末には、新たな福島学院大学（大学院含む）、福島学院大学短期大学部を目指して、これらのポリシーを一部改定した。この改正では、文部科学省が求める大学教育の質的向上及び高度化に応えるとともに、地域社会及び国際社会の持続的発展に寄与する人材育成を明確に位置づけている。これにより、大学としての社会的責任を果たすべく、地域・国際社会との連携強化と社会課題解決に資する教育の実現を図る内容を追加した。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成とその整合性

本学における教育研究組織の構成と整合性については、本学の使命及び教育目的達成のために、学則第 5 条に示すように、保育学科、食物栄養学科の 2 学科を設置している。

上記の学科構成は、学則第 1 条に定める本学の設置目的の趣旨に適合しており、学則第 5 条の 2 で定める各学科の教育目的及び人材育成の目的と整合している。

学科の必要な専任教員は、収容定員数、授与する学位の種類、及び取得できる資格等に応じ配置している。加えて、教員の活動を補助する職員も適宜配置している。

本学の運営にあたっては、学則第 9 条で教職員の組織、第 11 条には「教授会」等の会議について規定しているほか、「各種委員会等設置規程」に基づき、適切な運営ができる体制を整備している。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育の目的は、令和 6（2024）年度からの第三期中期計画においても確実に継承されており、教育・研究組織の構成とその整合性を適切に図りながら、使命・目的のさらなる達成を目指している。今後も、地域社会の発展に貢献し得る人材の育成に努め、使命・目的の実現に邁進していく。

さらに、大学全体の三つのポリシーや各学科・専攻の三つのポリシーは、教学委員会等で検討を続けていくなど、今後も教育の質の向上を念頭に検討・見直しを継続していく。

▶エビデンス（資料編）

- 【資料 1-2-1】 福島学院大学短期大学部学則
- 【資料 1-2-2】 初顔合わせ会資料（令和 6 年度）
- 【資料 1-2-3】 2025 年度大学案内
- 【資料 1-2-4】 大学報 Vol.35（令和 6（2024）年 5 月 31 日発行）
- 【資料 1-2-5】 本学ウェブサイト（ホーム＞大学案内＞大学紹介）
https://www.fukushima-college.ac.jp/about_index/
- 【資料 1-2-6】 学校法人福島学院第二期中期計画
- 【資料 1-2-7】 学校法人福島学院第三期中期計画
- 【資料 1-2-8】 学校法人福島学院理事会議事録
- 【資料 1-2-9】 学校法人福島学院評議員会議事録
- 【資料 1-2-10】 福島学院大学の三つのポリシー
- 【資料 1-2-11】 福島学院大学短期大学部における 3 つの方針
- 【資料 1-2-12】 福島学院大学所属別現在員表（令和 6 年度）
- 【資料 1-2-13】 各種委員会等設置規程
- 【資料 1-2-14】 教学委員会議事録

【基準 1 の自己評価】

本学は、建学の精神と教育理念を踏まえ、学科ごとに教育目的を学則及び規則等で明文化している。これらは短期大学設置基準第 2 条に規定されている本学の目的にも沿うものであると同時に、本学の特色を明示するものである。

これらに示されている本学の使命・目的、教育理念や教育目的等は、本学ウェブサイトや大学案内等をとおして社会に広く公表されており、学内各種委員会・会議において教職員に周知されている。

建学の精神に基づいた「使命・目的及び教育目的」を達成するために、第三期中期計画において示している本学の目指すべき姿（「学生第一」の大学、「地域になくてはならない」大学）と8つの柱（1. 教育・研究の充実、2. 地域連携の強化、3. 組織の改革、4. 経営基盤の確立 1. 大学教育、2. 研究推進、3. 学生支援、4. 学生募集・入学者選抜、5. 国際化、6. 地域連携・地域貢献、7. 管理運営、8. 法人組織）として具体化され実践されていることから、「基準1. 使命・目的等」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

令和 2（2020）年度に、教学委員会を中心として三つのポリシーの全面的な見直しを実施し、学校教育法第 90 条、第 108 条及び学校教育法施行規則第 150 条、第 165 条の 2 に基づき、福島学院大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第 1 条及び第 5 条の 2 に規定する教育目的及び人材育成の目的を踏まえて、学科ごとのアドミッション・ポリシー（以下、「AP」という。）を定めている。

AP の策定については、各学科ともに文部科学省が求める学力の三要素、「基礎的な知識・技能」「思考力・判断力・表現力等の能力」「主体性・多様性・協働性」を基準としつつ、各学科独自の選抜視点を取入れている。

それぞれの独自の視点としては、各学科のディプロマ・ポリシー（以下「DP」という。）を学修の到達目標として、カリキュラム・ポリシー（以下「CP」という。）に則した教育を受けるために、本学が入学志望者に求める「入学までに必要な知識・技能や能力、目的意識、意欲」について示した。AP には本学での学修に関わる項目だけでなく、自立した社会人を目指すための項目も含まれており、志願者と本学での学びの関係をイメージしやすくなっている。さらに、AP に合致した学生を選抜するため、「福島学院大学短期大学部入学者選抜規程」に選抜の方針、入学選抜科目等を定めている。

AP の周知については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、「大学案内」、「学生募集要項」、本学ウェブサイト等をとおして発行及び公表するとともに、オープンキャンパス、学外主催の進学ガイダンス、高等学校内ガイダンス、高等学校進路指導担当教員向け入試説明会、高等学校訪問等を通じて、生徒、保護者、高等学校進路指導担当教員、及び地域のステークホルダー等に対して具体的に説明している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

AP に沿った入学者を受入れるために、各学科では、「大学案内」、「学生募集要項」と本学ウェブサイトに AP を明記し、求める学生像を具体的に入学希望者に示している。

入学者受入れのための選抜は、各学科は 4 選抜（一般選抜、学校推薦型選抜、指定校推薦型選抜、総合型選抜）を実施している。各入試区分については、学募推進委員会において年度ごとに出席資格や選抜方法が AP に沿っているかを審議検証し、その決定した内容を学生募集要項等で公表したうえで入学者選抜試験を実施している。

本学では「学生募集要項」に記載された出願書類をもとに、一般選抜、学校推薦型選抜、指定校推薦型選抜において小論文試験と面接試験を行い、総合型選抜では 2 回の面談と小論文試験を課している。いずれも AP に沿って、本学で学ぶために必要な学力と当該学科の AP に適う人物であるかを丁寧に確認し、総合的に判断している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和 4（2022）年度の入学者数は保育学科 89 人（入学定員 150 人）、食物栄養学科 24 人（入学定員 50 人）であった（情報ビジネス学科入学者数は 61 人（入学定員 60 人））。令和 5（2023）年度の入学者数は保育学科 68 人（入学定員 100 人）、食物栄養学科 43 人（入学定員 50 人）と、保育学科、食物栄養学科では入学定員を充足することができなかった。令和 6（2024）年度の入学者数は、保育学科が 73 人（入学定員 100 人）で前年度比微増、食物栄養学科では 20 人（入学定員 50 人）となり、3 年連続で入学定員を充足することができず、大変厳しい入学者数となった。

短期大学志願者自体が年々減少しており、さらに全国の保育系・栄養系の希望者も減少していることから、令和 5（2023）年 4 月の大学のマネジメント学部地域マネジメント学科の開設に伴い、保育学科は令和 5（2023）年度の入学定員を 150 人から 100 人に変更した。また、情報ビジネス学科を廃止することに伴い、令和 5（2023）年度から募集停止をしていることから、マネジメント学部地域マネジメント学科（入学定員 90 人）の学生募集にも努め、大学全体の入学者数を確保していく。また、両学科の様々な取組（保育学科は本学認定こども園での学生サポーター制度・読み聞かせプロジェクト、食物栄養学科は Nutrition Cafe 福島、はらくっちんプロジェクト等）を「地域で学び地域に学ぶ」という地域と連携した本学独自の学びとして PR し、入学者数の増加を目指す。

【表 2-1-1】【表 2-1-2】

【表 2-1-1】 学生数の状況 令和 6（2024）年 5 月 1 日現在

学科	入学定員	入学者数	収容定員	現員数
保育学科	100 人	73 人	200 人	138 人
食物栄養学科	50 人	20 人	100 人	62 人

【表 2-1-2】 入学定員充足率 令和 6（2024）年 5 月 1 日現在

学科	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
保育学科	48%	47%	59%	68%	73%
食物栄養学科	52%	72%	48%	86%	40%
情報ビジネス学科	55%	66%	101%	—	—

※情報ビジネス学科は令和 5 年度から学生募集停止

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

三つのポリシーに則した教育改革・改善を実施し、実質化に向け全学的な改善を行っていくなかで、特に AP に関しては、将来的に教育の理念、本学の使命・目的につながる指針でもあるため、アセスメント・ポリシーをとおして今後も継続的に議論を続ける。

学生の受入れに関する具体的な改善・向上方策は以下のとおり。

- ①大学と本学を午前と午後に分けて行う等、工夫して開催してきた。これからも入学生確保に向けて、5 月から 9 月は毎月、そして 12 月と翌年 3 月にオープンキャンパスを開催し、志願者の確保に努める。

- ②学外主催の進学ガイダンス、高校内ガイダンスは可能な限り引受け、少ないチャンスを活用していく。特に、高校生との接触の機会が増える高校内ガイダンスは、ファーストコンタクトの機会として重要視し、その後のオープンキャンパスや大学見学等への参加につながるよう積極的に実施していく。
- ③高校教諭との良好な関係構築のため、高校訪問も東北・北関東を中心に行っていく。特に福島県内、宮城県南部、及び山形県置賜地区等は、複数回高校訪問を重ねて学生募集につなげる。さらに、本学に通学可能な主要都市において、高校教諭対象説明会を6月に開催し、前年度の選抜結果や当該年度の入学選抜情報等を説明する機会を設け、相互理解を深めて入学者数確保を目指す。
- ④高校訪問の実施回数や高校内ガイダンス、学外主催の進学ガイダンス等への参加回数の増に加え、新聞広告、テレビコマーシャル、SNS等を活用し、より効果的な学生募集を展開する。

▶エビデンス（資料編）

- 【資料 2-1-1】 福島学院大学の三つのポリシー
- 【資料 2-1-2】 福島学院大学短期大学部における3つの方針
- 【資料 2-1-3】 教学委員会議事録
- 【資料 2-1-4】 福島学院大学短期大学部学則
- 【資料 2-1-5】 福島学院大学短期大学部入学者選抜規程
- 【資料 2-1-6】 2025年度大学案内
- 【資料 2-1-7】 令和6年度学生募集要項
保育学科
食物栄養学科
- 【資料 2-1-8】 本学ウェブサイト（ホーム＞入学選抜）
<https://www.fukushima-college.ac.jp>
- 【資料 2-1-9】 オープンキャンパスリーフレット（令和6年度分）
- 【資料 2-1-10】 福島学院大学認定こども園学生サポーターの受け入れについて
- 【資料 2-1-11】 福島学院大学認定こども園での読み聞かせプロジェクトリーフレット
- 【資料 2-1-12】 Nutrition Cafe 福島リーフレット
- 【資料 2-1-13】 はらくっちんリーフレット
- 【資料 2-1-14】 学生数（令和6年5月1日現在）
- 【資料 2-1-15】 令和6年度出願書類
保育学科
食物栄養学科
- 【資料 2-1-16】 福島学院大学アセスメント・ポリシー
- 【資料 2-1-17】 福島学院大学短期大学部学科アセスメント・ポリシー
保育学科
食物栄養学科

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

短期大学設置基準第 20 条（教育研究実施組織等）に基づき、以下のような学修支援体制を整備している。

各学科の学修支援体制

・入学前教育

入学予定者に対し、学科ごとに入学前課題を課し、入学予定者の学修意欲を高め、入学後の本学の教育が円滑に適応できるよう指導している。

・入学後オリエンテーション

入学後の学修体制を可能な限り早期に支援するために、学科ごとに教職員によるオリエンテーションを開催し、大学生活への円滑な移行を援助している。その後も各学科では定期的に資格・免許状取得に係るガイダンスを行い、本学での学修に必要な履修と学修指導を行っている。

・学科会議

学科ごとに「学科会議」を設置し、学生の単位取得や成績状況等を確認することによって、各学科での履修指導に活用している。

・クラスアドバイザー

各学科には学年ごと（保育学科は学年のクラスごと）にクラスアドバイザーを配置し、学修支援を始め大学生活全般の支援や相談に対応している。

事務局の学修支援体制

学修を支援するための事務局組織として宮代キャンパスに教務課と福島駅前キャンパスに福島駅前キャンパス事務室（以下、「駅前事務室」という。）を設けている。また、各種実習を支援する部署として、宮代キャンパスと福島駅前キャンパスに実習指導室を設けている。

学修支援体制は、教務課・駅前事務室及び学科教員と協働し、学科ごとに実施する新入生オリエンテーション、及び在学生の履修登録説明会において、適切な履修指導を行うとともに、全学生からの個別の履修相談にも対応している。その後も必要に応じて学科教員と教務課・駅前事務室において、学生の履修科目の出席状況や成績情報を共有しながら履修指導にあたっている。

また、学外実習科目が多い保育学科は、実習支援・指導のために実習指導室を設置している。実習指導室には専任職員を配置し、担当教員との密接な連携のもと、学生及び外部実習施設との連絡・調整を図り、教員サポート体制を整備している。【表 2-2-1】

【表 2-2-1】事務局の学修支援体制一覧

部署名	主な学修支援内容
教務課 駅前事務室	・学籍（進級・卒業、休学・退学、復学）に関する相談・諸手続きに関する支援、履修に関する相談 ・授業時間割、期末試験・補講・再試験・追試験日程の調整 ・教室の配当、利用予約の受付、利用状況の管理 ・教室内の情報機器の管理
福祉学部こども学科・ 短期大学部保育学科 実習指導室	実習指導担当教員と専任職員の連携による実習系科目学修支援

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

○全学的な学修支援充実のための取組

本学「非常勤教員授業担当委嘱規程」第2条において、TA (Teaching Assistant) の位置づけと役割を定めているが、TA の委嘱はしていない。

学生に対する日常的な学修相談と支援を目的に、全専任教員が年間をととして「オフィスアワー」を設定し、本学ウェブサイト上の教員プロフィール欄と各研究室前にその曜日・時間帯を公表している。各学科で取組んでいる少人数教育や、「学生との個人面談」の実施等により、教員が学生個々の学修や生活状況を把握することが可能であり、中途退学、休学についての相談及び留年者への対応等については職員も含めて、学生への日常的な学修相談と支援が行われている。さらに、福島学院大学大学院附属心理臨床相談センターとも連携し、心のケアも含め日常的な各種学生相談をととしてきめ細かく対応し、学修支援の充実を図っている。

なお、障がいのある学生の支援に関しては、短期大学設置基準第2条の3（教員と事務職員等の連携及び協働）に基づきガイドラインを定め、入学希望者や本学に在籍する学生に対しては教職員が協働で学修支援にあたることとしている。

【保育学科】

クラスアドバイザーによる「学生との個人面談」を年2回（前期・後期）実施して、学生の学修支援体制を整えている。問題を抱えている学生には、複数の教員で問題解決にあたるようにしている。また、配慮が必要な学生には、毎月の学科会議において情報を共有して迅速に対応している。

なお、学生の状況に応じて福島学院大学大学院附属心理臨床相談センターの利用も勧められている。

【食物栄養学科】

TA をチューターという名称とし、「学生によるチューター制度」を令和2（2020）年度から導入し、令和3（2021）年度から実動している。2年生がチューターを担い、1年生の学修支援を実施している。前期と後期の間で受講学生の成績は全員が上がっており、効果があったと考えられる。

また、実習や実験等の授業科目で、授業について行けていない学生に対して、教務職員（副手）が対応する等、授業の遅れをカバーするように努めている。今後もその体制をより強化して行く。

（3）2-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員と職員等の協働をはじめとする学修支援の整備については、教学マネジメントにおける年度ごとの PDCA サイクルの中で継続的に検討しながら改善を図っていく。その際、各種アンケートの分析や中途退学者等の実態を把握し、総合的に進めることにより、エビデンスベースで各学科の状況に即した対応策を検討していく。

演習や実習等の科目において、現行学生の学修状況等の把握や支援体制は充実していると評価できる。さらに、学生の学修支援を充実させるという意識を全教職員が共有することを一層推し進め、学生にきめ細やかに対応していく。

健康調査票、健康相談担当・学生カウンセラー等、申出窓口やその後の対応フロー「障がいのある学生への配慮必要事項（フローチャート）」を全学生・教職員へさらに周知徹底し、各申出については真摯に対応する。また実際の支援内容は細かく記録し、必要であれば対応フロー等の見直しを行っていく。

▶エビデンス（資料編）

- 【資料 2-2-1】 入学前教育案内（各学科） 新入生向け通知文
保育学科
食物栄養学科
- 【資料 2-2-2】 オリエンテーションスケジュール表（各学科）
保育学科
食物栄養学科
- 【資料 2-2-3】 各種委員会等設置規程
- 【資料 2-2-4】 学科会議設置規程
- 【資料 2-2-5】 クラスアドバイザー一覧（各学科）
保育学科
食物栄養学科
- 【資料 2-2-6】 業務組織規程
- 【資料 2-2-7】 福島学院大学所属別現在員表（令和 6 年度）
- 【資料 2-2-8】 非常勤教員授業担当委嘱規程
- 【資料 2-2-9】 本学ウェブサイト（ホーム＞大学案内＞情報公開＞教員プロフィール）
https://www.fukushima-college.ac.jp/teacher_profile/
- 【資料 2-2-10】 障がい学生支援に関する基本方針
- 【資料 2-2-11】 令和 6 年度健康調査票（様式）
- 【資料 2-2-12】 障がいのある学生への配慮必要事項（フローチャート）

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

○全学的な取組

クラスセミナー等をとおして、全学的に多様なキャリア教育を実施している。地域連携授業、地域連携活動は本学の特色の一つでもあり、地域でのボランティア活動、実習、インターンシップ活動をとおしてのキャリアアップを促している。

各学科においては所定の課程を履修し単位を取得した学生には、以下の資格・免許状を取得することを可能とし、学生が社会的・職業的自立を目指すために支援体制の充実を図っている。

保 育 学 科：幼稚園教諭二種免許状、保育士資格

食物栄養学科：栄養士免許

【学生支援・キャリア支援課】

教育課程外での学生に対する進路・就職に関する指導及び支援としては、学生支援・キャリア支援課と学科キャリア支援担当教員を中心に以下のとおり体制を整備し、支援を行っている。

- ・両キャンパスの各キャリア支援資料室及び学科掲示板等に、求人票やパンフレット・チラシ・ポスター、進学関連資料、就職活動に関する参考書や試験対策のための問題集等、書籍や冊子を常備している。また、障がいのある学生のための就職関連資料や冊子、求人票も常備している。
- ・1 年次の前期に「就職ガイドブック」を配付し、学生の多様な進路や就職試験対策に適した情報提供を行っている。
- ・学生支援・キャリア支援課、学科にキャリア支援担当教員を配置し、日常的に学生の進路形成に関する相談、助言を行う体制を整えている。進路相談は、学生とのコミュニケーションを重視するとともに、個々のニーズに応えるために、個別面談方式で行っている。学生の希望により Zoom 等のオンラインやメールでも個別相談を実施している。
- ・キャリア支援に携わる教職員による就職対策委員会を定期的に開催し、未内定の学生や障がいなどの困難を抱える学生について、組織的・多面的な対応について検討している。
- ・ウェブ上で企業情報やインターンシップ・求人情報等で検索・閲覧ができる「福島学院就活ナビ」を運営、実習・学生長期休業期間中でも自主的な就職活動ができるよう支援体制を整えている。

福島学院大学短期大学部

- ・1年次の前期（5～7月）に「福島学院就活ナビ」から「進路希望調査」を実施し、学生のニーズを把握して必要に応じ求人開拓などの情報収集を支援している。
 - ・「卒業生就職先アンケート」を実施し、そのアンケート結果を就職対策委員会、運営委員会で報告するなど、各学科と情報を共有し、キャリア支援の改善に活用している。
 - ・クラスセミナーや課外時間において、学科・学年に応じた就職に関する講座・ガイダンス・セミナーを開催している。計画的に進路決定ができるよう業界動向・就職活動に関する知識を習得することを目的としている。
- 令和6（2024）年度の実施概要は以下のとおりである。【表 2-3-1】

【表 2-3-1】

令和6（2024）年度就職に関する講座・ガイダンス・セミナー実施概要施概要

【保育学科】

1年次生対象

開催日	内容等
7/12（金）	就活スタートアップセミナー（株）ディスコ
11/1（金）	就職適性検査
11/8（金）	就職模擬試験
11/15（金）	就職支援セミナー（就職活動の進め方） 福島新卒応援ハローワーク
11/29（金）	福島県私立幼稚園・認定こども園就職セミナー
1/10（金）	就職試験対策
1/17（金）	園見学の仕方 福島新卒応援ハローワーク

2年次生対象

開催日	内容等
4/24（水）	求人票の見方について 福島新卒応援ハローワーク
6/5（水）	応募書類の作成、送付の仕方 福島新卒応援ハローワーク
6/12（水）	志望の動機・自己PRの書き方 福島新卒応援ハローワーク
6/19（水）	福祉・介護の仕事説明会 福島県社会福祉協議会
7/3（水）	就活応援 好印象メイク講座 福島民報社、花王
7/10（水）	面接対応 福島新卒応援ハローワーク
11/12（火）	現在の求人状況・就職活動について
11/26（火）	労働法出前講座 福島県労働委員会
1/14（火）	内定者への指導・未内定者への今後の活動

【食物栄養学科】

1 年次生対象

開催日	内容等
4/24 (水)	キャリア個人面談 (クラスアドバイザー)
5/8 (水)	「就活ナビ」活用法の説明 (キャリア支援課)
7/ 3～17 (水)	栄養士の先輩による「栄養士の仕事」講話～全 3 回 7/17 まで
11/20 (水)	就職適性検査
11/27 (水)	就活準備セミナー (応募書類の書き方・面接の受け方など)
12/4 (水)	就活指導 (一般教養試験)
1/22 (水)	作文模試試験
1/29 (水)	企業合同説明会 (キャリア支援室)

2 年次生対象

開催日	内容等
4/11 (木)	就職活動の仕方、履歴書の書き方及び送付の仕方など (クラスアドバイザー)
4/18・25 (木)	個別相談・指導 (学修・学生生活・進路など)
5/9～6/27 (木)	キャリア支援個別面談・指導～全 8 回 6/27 まで (クラスアドバイザー)
5/21 (火)	日清医療食品様の会社説明会 (本学にて)
7/ 4 (木)	栄養士の先輩による「栄養士の仕事」講話～卒業生 3 名招聘
7/11 (木)	各人による就職活動および就活・進学希望者相談 (筆記試験対策・面接)
7/25 (木)	夏休みにかけての就活・進学及び内定者の今後の過ごし方など
10/7～11/25	栄養士実力認定試験対策 (過去問の各分野の自習) 全 7 回
12/2 (月)	栄養士実力認定試験 (12/7) 直前対策の集中講座
12/16 (月)	冬休みの過ごし方 (内定者および就活中の学生)
1/20 (月)	栄養士免許の手続きについて (教務課より説明)
2/3 (月)	内定者の春休みの過ごし方および卒業・社会人に向けての準備について

○学科ごとの取組

【保育学科】

早期に就職活動の意識を高めるため、1 年次からクラスセミナーで就職に関する指導を実施している。

2 年次では、クラスセミナーにおける就職に関する指導に加え、クラスアドバイザーを中心にキャリア支援担当教員を割り当て、前期と後期の 2 回にわたって就職や進学に関する面談を実施している。学生個々の進路状況については後期の学科会議で共有し、保育学科の全教員がキャリア支援にあたっている。

【食物栄養学科】

1 年次では、個別指導教員を割り当てて面談を実施。面談結果は学科会議で共有している。また、クラスセミナーでは、クラスアドバイザーがキャリア個別面談、ゲストスピーカーによる栄養士の仕事内容の講話、夏休みの就職活動や過ごし方等を実施している。2 年次は「履歴書の書き方および送付の仕方」、「キャリア個別面談」「ゲストスピーカーの講話」、10 月には学科教員による「栄養士実力認定試験対策」を開催し過去問対策など、就職指導と支援にあたっている。また、進学（編入学）希望者には、筆記試験対策や面接指導などを個別に行っている。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学卒業後の進路は、就職、4 年制大学への編入学等多岐にわたるため、就職に特化しない多様な進路選択に対応可能な支援体制を引続き整備していく。

就職に関しては、学科キャリア支援担当教員、学生支援・キャリア支援課職員との協働により学生や求人に関する情報を共有し、教職員のキャリア支援に関するスキルアップを FD (Faculty Development)、SD (Staff Development) をとおして支援体制の一層の充実を図っていく。

なお、特別な支援を必要とする学生の早期把握に努め、家族や関係機関と連携しながら、前向きな卒業後のステップに向けて支援し、進路決定率 100%を目指す。

▶エビデンス（資料編）

【資料 2-3-1】 就職ガイドブック（キャリアサポートガイド）

【資料 2-3-2】 就職対策委員会規程

【資料 2-3-3】 福島学院就活ナビ 学生向け資料

【資料 2-3-4】 卒業生就職先アンケート調査 集計結果（令和 5 年度）

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、短期大学設置基準第 20 条（教育研究実施組織等）に基づき、以下のとおり、学生生活全般の安定のための支援を行っている。

学生生活全般の支援を扱う組織として、学生支援・キャリア支援課及び学生指導委員会を設置し、両組織が連携して学生生活安定のための各種支援を行っている。学生支援・キャリア支援課では日常的な窓口対応を行っており、学生からの相談内容によっては、教員や関連部署と連携を図りながら親身な対応をしている。

また、学生生活を送るうえでの必要事項やトラブルを防止するための注意事項等を記載

した「学生ハンドブック」を発行し、学生に周知している。学生に対する日常的な窓口対応を通じて、各種手続きの支援を行うほか、アパート等の住居情報の提供やアルバイト、ボランティア情報の提供等、学生生活安定のための多様な支援を行っている。

なお、学生生活に関する重要な情報は、本学ウェブサイトに掲載するとともに、学内掲示や学生に書面で配付している。

その他、本学が行っている学生生活安定のための支援は、以下のとおりである。

- ・日本学生支援機構奨学金は、学生支援・キャリア支援課が申請に関する手続きを行なっている。また、福島県保育士修学資金等、各種奨学金についても希望する学生に対してきめ細かな相談や指導を行い、その結果、多数の学生が奨学金等を受給している。災害時等における特別な緊急経済的支援についても情報を集約し、対象学生に速やかに周知し、取りまとめて手続きを行っている。
- ・医務室では、個人情報に十分に配慮したうえで学生が提出する健康調査票の記載内容や、定期健康診断の結果をもとに、学生の健康管理にあたっている。また、看護師資格のある健康相談担当職員が、以下の曜日・時間帯で学生からの日常的な健康相談に応じるとともに、事故・ケガに対する応急措置を行い、医師による診察や治療の必要性を判断し、状況により医療機関での受診を促している。さらに、学生の健康管理について注意を喚起するために、「医務室ニュース」を定期的に発行し、学生に周知している。【表 2-4-1】
- ・令和 6（2024）年度は健康相談担当職員及び学生カウンセラーによる「健康セミナー」を宮代キャンパスで開催し開催し、学生を対象に身体や心の健康管理について直接注意喚起を行った。

【表 2-4-1】 医務室の設置状況

宮代キャンパス医務室	宮代キャンパス 学生支援・キャリア支援課内	月～金 9：00～17：00
福島駅前キャンパス医務室	福島駅前キャンパス 4F	月～金 10：00～16：00

- ・健康相談担当職員不在時は、宮代キャンパスは学生支援・キャリア支援課、福島駅前キャンパスは駅前事務室で学生を受付けし、学生の症状等により、両キャンパスの健康相談担当員、学生カウンセラー、クラスアドバイザーと連携し、近隣病院の案内や当該学生の緊急連絡先へ連絡をすることになっている。

【表 2-4-2】 学生相談室の設置状況

学生相談	宮代キャンパス学生支援・キャリア支援課相談室 もしくは 福島駅前キャンパス 4F 学生相談室	月・水 10：00～17：00
------	--	--------------------

- ・学生支援・キャリア支援課には、公認心理師・臨床心理士資格のある学生カウンセラーを配置し、心に不安を抱える学生や障がいのある学生の希望に応じ、上記のとおり、相談業務を実施している。【表 2-4-2】

なお、学生の状況によっては、福島駅前キャンパスにある福島学院大学大学院附属心理臨床相談センターと連携し、対応している。学生一人ひとりが健全な心身を保ち充実した学生生活を送ることができるよう、希望する学生に臨床心理専門のカウンセラーが対応に当たり、具体的な対処方法や問題解決方法をアドバイスしている。福島学院大学大学院附属心理臨床相談センターは、学生本人のみならず、家族の利用も可能であり、学生の日常生活を支える家族に対しても健康面を支援することで、直接的手段だけでなく間接的手段を含めた総合的な学生支援を可能としている。

- ・ 新入生には、学生生活安全マニュアル「学生が狙われる 50 の危険」も配付してトラブル対策についての情報提供を行っている。さらに一人暮らしを始める学生には生活上の注意点や予防管理をまとめた冊子も配付して、学生生活への支援に努めている。
- ・ 防犯の意識を高め、成人としての必要な知識を習得させること、ライフステージごとの生き方、仕事と家庭の両立などの「自分らしい生き方・働き方」を選択できる能力を身につけることを目的に各種学生支援セミナーを開催している。令和 6（2024）年度の開催状況は以下のとおりである。【表】【表 2-4-3】

【表 2-4-3】 各種学生支援セミナー

内 容	講 師	期日・対象
防犯講習会	福島北警察署生活安全課 福島県警察署県民サービス課	5/17（金）保育学科科 1 年 5/21（火）食物栄養学科 1 年
薬物乱用防止講座	福島県薬剤師会	6/19（水）食物栄養学科 1 年
健康セミナー	医務室健康相談担当 学生カウンセラー	4/26（金）保育学科科 1 年 5/7（火）食物栄養学科 1 年

- ・ 8 月には「学校法人福島学院ハラスメント防止及び性暴力等の防止に関する規程」を制定し、学生が安心して修学できる環境確保に努めている。学生相談窓口や対応フローについては、学内に掲示して学生に周知している。

なお、ハラスメント等の行為が生じた場合には、ハラスメント防止委員会及びハラスメント調査委員会が相談内容に応じて対応する体制を取っている。

- ・ 学生自治組織である学友会については、学友会室を提供して活動の支援を行っている。学友会によって運営される各種学生間交流事業や文化祭（のぎく祭）に関しては、学生支援・キャリア支援課が実施に向けて企画・運営をサポートしている。
- ・ クラブ活動については、学友会測及びクラブ細則に沿って、全クラブ長に対し説明会を実施して安全・安心なクラブ活動を指導している。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生サービス及び厚生補導のための組織については、現行体制において十分に機能しているが、時代の変化とともに多様化する学生への対応と学生サービスの一層の向上を図っていく。「学修行動と学生生活に関する実態調査（卒業時アンケートを含む）」の結果等を活用してエビデンスに基づいた学生生活安定のための支援をさらに充実させていく。

▶エビデンス（資料編）

- 【資料 2-4-1】 業務組織規程
- 【資料 2-4-2】 福島学院大学短期大学部学則
- 【資料 2-4-3】 学生ハンドブック
- 【資料 2-4-4】 本学ウェブサイト（ホーム＞キャンパスライフ）
<https://www.fukushima-college.ac.jp>
- 【資料 2-4-5】 医務室ニュース
- 【資料 2-4-6】 学校法人福島学院ハラスメント及び性暴力等の防止に関する規程
- 【資料 2-4-7】 各種委員会等設置規程
- 【資料 2-4-8】 業務組織規程

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の宮代キャンパスは、福島市の中心から北東に 8km のところ、阿武隈急行線・福島学院前駅から徒歩 1 分に位置する。静かな落ち着いた環境は、自らの人生を創造的に生きようとする学生を受入れ支援するのに適した立地である。福島駅前キャンパスは、JR 福島駅東口から徒歩 5 分の福島市中心市街地に位置し、交通の便が良く、学修環境や地域貢献活動に適した立地である。

校地及び校舎は、宮代キャンパスは 4 年制大学と短期大学が共用、福島駅前キャンパスは 4 年制大学と大学院との共用であり、校地面積合計 32,088.59 m²、校舎面積合計 21,710.49 m²、グラウンド面積 6,423.75 m²であり、短期大学設置基準が定めている必要面積の倍以上を確保している。

本学の学修環境については、短期大学設置基準第 10 条（授業を行う学生数）、第 27 条（校地）、第 27 条の 2（運動場等）、第 28 条（校舎）、第 29 条（教育研究上必要な資料及び図書館）、第 30 条（校地の面積）、第 31 条（校舎の面積）、第 32 条（附属施設）、第 33

条（機械、器具等）、第 33 条の 2（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）及び第 33 条の 3（教育研究環境の整備）等に基づき、以下のとおり校地、校舎等が整備され適切に運営・管理されている。【表 2-5-1】【表 2-5-2】【表 2-5-3】【表 2-5-4】【図 2-5-1】

【表 2-5-1】 本学の校地及び校舎

キャンパス名	校地面積	校舎面積
宮代キャンパス	30,958.78 m ²	14,817.39 m ²
福島駅前キャンパス	1,129.81 m ²	6,893.10 m ²
合計	32,088.59 m ²	21,710.49 m ²

【表 2-5-2】 本学の定員

学 科 名	入学定員		収容定員	
保育学科	100 人	150 人	200 人	300 人
食物栄養学科	50 人		100 人	

※設置基準上必要とする校地面積 収容定員合計数 300 人 ×10 m² = 3,000 m²

※設置基準上必要とする校舎面積 合計 3,600 m²

・ 短期大学設置基準

保育学科（教育学・保育学関係） 2,350 m²（収容定員 200 人まで）

食物栄養学科（家政関係） 1,250 m²（収容定員 100 人まで）

【図 2-5-1】 宮代キャンパス学内校舎等の配置図



【表 2-5-3】 宮代キャンパス学内校舎の概要

校舎名	延床面積	構造・規模	概要
本館 （カーサ・ビアンカ）	2,654.94 m ²	鉄筋コンクリート造 4 階建	1F には総務課、2F には理事長室・教務課・経理課・人事課・学長室がある。3・4 階はアクティブ・ラーニングや大人数収容できる教室がある。バリアフリー対応。
音楽館 （カーサ・ムジカ）	819.45 m ²	鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造 3 階建	音楽教育用の施設。エアコン完備のピアノ個室 18 室のほか、電子ピアノやキーボードも多数設置。ギター等器楽系演奏教室としても使用。
ジョージアハウス	218.77 m ²	木造 3 階建	入学広報課がある。学生募集の対応をしている。

図書館情報 センター (宮代図書館)	2,059.78 m ²	鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造 6階建	約83,000冊の蔵書がある。2Fラウンジでは読書や談話ができる。また、菅野記念館（絵本閲覧室）、セミナールームがある。 4FはPCの作業台が8台と閲覧室、及び学科図書書架がある。 館内の総席数は150席。
のぎく館	902.38 m ²	鉄筋コンクリート造2階建	学生食堂と自動販売機コーナーがある。
カーサ・フローラ	2,145.13 m ²	鉄筋コンクリート造地階付2階建	千葉記念ホールは321人収容の多目的ホールで発表会、講演会等に利用している。食物栄養学科の給食管理実習室がある。 リハーサルルームは体育実技の授業で利用している。スペイン広場は学生の昼食や休憩のスペースとして使用している。
認定こども園	2階大学分 室70 m ²	鉄筋コンクリート造2階建	同法人運営。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供している施設。大学福祉学部こども学科・保育学科の教育実習等の実習施設でもある。 敷地内にこども図書館が併設されている。
体育館	1,034.15 m ² (研究室 16.2 m ²)	鉄骨造平屋建	体育実技の授業のほか、バスケットボールやバレーボールなどのクラブ活動に利用されている。
カーサ20	661.21 m ²	鉄筋コンクリート造2階建	大学福祉学部こども学科・保育学科の授業で使用するベビールーム等の演習・実習室がある。バリアフリーに対応している。
カーサ21	1,444.82 m ²	鉄筋コンクリート造4階建	コンピュータネットワーク完備の情報教育用等の施設、教員研究室がある。バリアフリーに対応している。
すみれ館	1,241.04 m ²	鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造 4階建	教員研究室と、大学福祉学部こども学科・保育学科の実習指導室がある。
クレフォート ハウス	214.55 m ²	軽量鉄骨造2階建	1Fには大学マネジメント学部地域マネジメント学科事務室、教員研究

			室がある。 2Fには教員研究室のほか、監事室、企画室がある。
工芸棟	289.08 m ²	軽量鉄骨造 2 階建	二つの工芸教室があり、造形表現等の授業などで利用している。
食栄館	1,094.18 m ²	鉄骨造 2 階建	食物栄養学科を中心とした実験実習棟。1Fには調理を学ぶ実習室が二つと教員研究室及び調理研究室がある。2Fには理化学実験室二つと食品加工実習室、教員研究室がある。
ハウスグリーン デルワルト	268.6 m ²	木造 2 階建	学生支援・キャリア支援課、医務室、学生相談室がある。奨学金、アルバイト、アパート紹介等、学生生活の各種相談に応じている。
しらゆり館	691.52 m ²	鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造 2 階建	1Fにはキャリア支援資料室と教員研究室、2Fには AV 機器完備の教室があり、映像を利用した授業やディベート等を行う授業に利用している。

【表 2-5-4】 福島駅前キャンパス学内校舎の概要

フロア	構造・規模	概要
6F	教室 4～8、談話室、 福島駅前図書室、自習室	福島駅前図書室は、福祉や心理の専門書を中心に約 15,000 冊を蔵書。自習室には机を 28 席設置し勉学に集中できる環境を整備している。
5F	教室 3、セミナールーム、事務室、 実習指導室、キャリア支援資料室	大学福祉学部福祉心理学科実習指導室や事務室、キャリア支援資料室がある。求人など就職関係資料の閲覧ができる。事務室では教務・学生生活の相談に対応している。
4F	カウンセリング実習室、演習室 1・ 2、グループワーク実習室 1、心理系 科目演習室、医務室、学生相談室	心理学に関する実験、データ分析方法等を学べる教室がある。
3F	大学院附属心理臨床相談センター	精神科医、臨床心理士、カウンセラー等のスタッフが発達・情緒障害のある児童・生徒・その家族の相談に応じる精神保健相談施設。

2F	教室 1・2・9・10、福島グローバルセンター、地域連携センター、国家試験対策勉強室	学生が国家試験に対応するための勉強室を設置している。
1F	ラウンジ、談話室	多くの学生が休憩時間等に利用、コミュニケーションを図る場としている。
B1F	ロッカールーム、スポーツルーム、学友会室	学生のための福利厚生スペース。

運動用には、宮代キャンパス内に 6,423.75 m²のグラウンドがあり、夜間照明灯 4 基、ソフトボール用バックネット、サッカー用ゴール 1 組を備え、授業やクラブ活動を実施するために十分な面積・設備の運動場を有している。

また、宮代キャンパス内には 1,034.15 m²の体育館があり、授業やクラブ活動を実施するために十分な面積を有している。

○学修環境の管理と整備について

- ・施設設備の維持管理のための規程として、「福島学院調達規程」、「福島学院経理規程」、「福島学院固定資産及び物品管理規程」、「資本的支出及び修繕費支出に関する取扱要領」を整備している。
- ・財務諸規程における物品等管理に加え、「宮代キャンパス教室等使用規程」、「福島駅前キャンパス教室等使用規程」、「体育館使用細則」、「カーサ・フローラ利用規程」、「カーサ・フローラ利用心得」、「のぎく館利用規程」等の諸規程に従い施設の維持管理に努めている。
- ・全体の施設管理は、総務課が担当しているほか、外部専門会社にも業務を委託し、消防設備、空調設備、電気設備、エレベーターの保守点検、建築設備の定期点検、演習・実習授業に関わる排水処理施設の維持管理については、関係法令を遵守しながら日常点検及び定期点検を実施し、管理・保守及び、学内清掃業務等を行っている。また、施設設備のメンテナンスは、学生長期休業期間中に実施している。
- ・防災・防犯対策のための諸規則としては、「福島学院大学宮代キャンパス防災計画」、「宮代キャンパス防災組織編成」、「福島駅前キャンパス防災計画」、「福島駅前キャンパス防災組織編成」、及び「危機管理基本マニュアル」を制定し防災・防犯対策に努めている。
- ・建物の耐震補強はすべて完了しており、両キャンパス全ての校舎が耐震性を有している。
- ・宮代キャンパスでは、年 1 回防災避難訓練を実施している。さらに防災・防犯対策として教職員に折り畳み式ヘルメット、懐中電灯、催涙スプレーを配付している。防犯訓練は年 1 回実施し、防犯グッズ刺股の取扱いなど防犯技術の向上に努めている。また、普通救命救急講習会も年 3 回実施し、全教職員に 2 年間に 1 度の受講を励行している。
- ・福島駅前キャンパスにおいても、防災避難訓練を年 1 回実施している。さらに折り畳みヘルメットや防犯グッズを館内各所に設置して防犯対策に努めている。

- ・両キャンパスには、防災備蓄品として、食糧、飲料水、防寒シートや簡易トイレ等を備えている。
- ・防犯対策としては、両キャンパスとも夜間及び休日等における警備は、外部警備会社
に機械警備、巡回警備などを委託している。宮代キャンパスでは平日 6 時 30 分から
22 時 30 分まで構内警備を外部会社に委託し警備員を配置している。福島駅前キャン
パスでは館内各所に監視カメラを設置し警備室で監視している。
- ・コンピュータシステムのセキュリティ対策としては、両キャンパスともネットワーク
の外部接続点にはファイアウォールにより外部からの侵入に対するセキュリティ対策
を行っている。特に、市街地に位置し学外者の出入りが多い福島駅前キャンパスでは、
認証 VLAN システムを導入し不法な LAN 利用を防止している。また、キャンパス内
の LAN に接続するパソコン類には全てセキュリティ対策ソフトウェアのセットアッ
プを施している。
- ・関係省庁の通達を踏まえ、省エネルギー対策、及び SDGs 委員会を設置し、地球環境
保全対策に取り組んでいる。教室等の冷暖房温度の設定値を定めているほか、館内照明
の間引き点灯、化粧室照明は人感センサーを設置、不在時の消灯励行、不使用電気製
品の主電源オフ等を「総務課ニュース」で全教職員に周知している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

○実習施設について

授業を行う教室は、各学科の CP に合致するよう講義室のほか、各学科で目指す資格・免許状取得に係る演習室、実験・実習室を配置しており、授業内容に応じて適正な教室を配当している。講義・演習系の各教室には本学の推奨する「映像利用教育」実施のための機器を設置している。また、機器の定期点検を外部に委託し、学修環境充実のために維持・管理に努めている。

情報教育関連授業で使用する機器・備品は、宮代キャンパスにパソコン教室を 2 室設け、Windows を合計 81 台、Macintosh を 27 台配置し、LAN 環境も整えている。また、各教室には学生所有のノートパソコンや大学の貸出用ノートパソコンで LAN 環境が使えるように机に情報コンセントを整えたり、無線 LAN が整備されている。Wi-Fi 環境は、本館各フロアにおいて学生専用の Wi-Fi 設備を開設するなど、授業や教学システムポータル利用時の利便性の向上を図っている。

○図書館について

「図書館情報センター」は、宮代キャンパスに利用面積が約 2,000m²ある地下 1 階地上 5 階の鉄筋コンクリート構造単独棟である「宮代図書館」と、福島駅前キャンパス 6 階に、利用面積が約 200m²の「福島駅前図書室」を設け、それぞれに司書を配置して学生が求める学術情報へのアクセスを支援している。

宮代図書館は 4 年制大学と短期大学との共用、駅前図書室は 4 年制大学と大学院との共用としているが、利用面積、席数、蔵書数等は十分な規模となっている。蔵書は令和 7(2025)年 3 月 31 日現在、約 98,000 冊(宮代約 83,000 冊、福島駅前約 15,000 冊)を有し、毎月、司書が選書して最新の書籍を購入、資料の確保に努めている。雑誌に関しては、電子雑誌

を活用し、最新の情報が入手できるように、パソコン端末を用意した。図書館の開館時間は、いずれの図書館も、月曜日～金曜日 9 時～18 時、土曜日 9 時～13 時だが、SNS により借りたい本の予約が 24 時間可能である。令和 2 (2020) 年度から「絵本閲覧室」として整備した「菅野記念館」では、ディスカッションスペースを活用して授業を展開する教員もいる。

令和 4 (2022) 年度には、今まで事務室としていた部屋を改装し、少人数の授業や学生の勉強会のためのセミナールームとして整備し、使われている。加えて、「宮代図書館」のパソコンスペースを刷新し、BYOD (Bring Your Own Device : 個人端末の持ち込み) のためのスペースとして学生に供している。「宮代図書館」の BYOD 設置に伴い、図書館内の無線 LAN 設備も整備し、特に 2 階のラウンジや菅野記念館ディスカッションスペースで活発な利用が可能となった。「福島駅前図書室」は、以前から BYOD として、自習室での個人デバイスの使用を許可している。「福島駅前図書室」の自習室は、コロナ対策もふまえて、今まで締め切っていた廊下側入り口を開放し、より利用しやすい形で運営している。

図書館情報センターでは、より良い学修環境を確保するため、「宮代図書館」の閲覧室とセミナールーム、「福島駅前図書室」の自習室に二酸化炭素計を設置して空気環境のモニターをしながら、新型コロナウイルス等の感染症予防等を行っている。令和 7 (2025) 年 3 月 31 日までの延べ入館者数は、宮代図書館 18,045 人、福島駅前図書室 7,611 人である。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学は、計画的なキャンパス整備を推進し、学内のバリアフリー化や施設・設備の利便性向上を行っている。

宮代キャンパスは、授業で主に使用する本館、カーサ 20・21 の建物をバリアフリー化している。また、福島駅前キャンパスは、玄関スロープをはじめ、教室、エレベーター、障がい者用トイレ等、全面的にバリアフリー化しており、車いす利用学生の受入れを可能としている。施設設備への学生の意見は、学友会連絡会や各学科の学友会連絡会等で意見・要望をくみ上げる仕組みがあり、可能な範囲内で対応している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学では、学則第 28 条で教育効果を十分にあげられる学生数で授業を実施するよう規定していることに加え、「教員授業実施規程」第 12 条により、演習系の授業科目については、事前に学科長の下承を得られれば、受講定員を定めることができるため、各学科の教育課程や授業内容に合わせた適切な履修者数で授業を実施している。また、選択科目については、履修希望者が 10 人未満の場合は原則、開講しないこととしている。

なお、各学科の授業内容と履修者数に適した教室配当も行っている。

【保育学科】

保育学科の授業を行う人数は、講義系の科目はクラス単位 (1 クラス 50 人以内) で実施。演習・実技を伴う授業は、教育効果が得られるよう 1 クラスを半分、もしくは履修者数を制限して実施している。また、「ピアノ演習 I」のように個人で実技を伴う授業に関しては、教員 1 人当たりの履修者数を 12 人以内に設定し、授業内容の質の向上に努めている。

【食物栄養学科】

食物栄養学科の実習・実験を伴う授業は、教育の質の向上を図るため、クラスを2分して授業を進める等の措置をとっている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

学修環境の整備に関する改善・向上については、第三期中期計画で掲げた重点事項を中心に、既存施設のメンテナンスや ICT 化の充実等を計画的に実行していく。また、「学修行動と学生生活に関する実態調査（卒業時アンケートを含む）」等の分析から学生の生活状態を把握し、学修環境の整備と改善を推進していく。

▶エビデンス（資料編）

- 【資料 2-5-1】 本学ウェブサイト（ホーム＞キャンパスライフ）
<https://www.fukushima-college.ac.jp>
- 【資料 2-5-2】 福島学院調達規程
- 【資料 2-5-3】 福島学院経理規程
- 【資料 2-5-4】 福島学院固定資産及び物品管理規程
- 【資料 2-5-5】 資本的支出及び修繕費支出に関する取扱要領
- 【資料 2-5-6】 宮代キャンパス教室等使用規程
- 【資料 2-5-7】 福島駅前キャンパス教室等使用規程
- 【資料 2-5-8】 体育館使用細則
- 【資料 2-5-9】 カーサ・フローラ利用規程
- 【資料 2-5-10】 カーサ・フローラ利用心得
- 【資料 2-5-11】 のぎく館利用規程
- 【資料 2-5-12】 福島学院大学宮代キャンパス防災計画
- 【資料 2-5-13】 令和6年度宮代キャンパス防災組織編成
- 【資料 2-5-14】 福島駅前キャンパス防災計画
- 【資料 2-5-15】 令和6年度福島駅前キャンパス防災組織編成
- 【資料 2-5-16】 福島学院危機管理基本マニュアル
- 【資料 2-5-17】 各種委員会等設置規程
- 【資料 2-5-18】 総務課ニュース
- 【資料 2-5-19】 学校法人福島学院第三期中期計画
- 【資料 2-5-20】 令和6年度後期学修行動と学生生活に関する実態調査集計結果について
- 【資料 2-5-21】 図書館情報センター運営規程
- 【資料 2-5-22】 福島学院大学短期大学部学則
- 【資料 2-5-23】 教員授業実施規程

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握と分析と検討結果の活用

本学では「学生受講規程」第 6 条により、宮代キャンパスと福島駅前キャンパスに「意見投書ポスト」を設置し、学生は授業に関すること、授業等に係る事務局の対応、授業で使用する教室等の改善について意見書を提出できることとしているが、令和 6（2024）年度における大学、短期大学部への意見書は、規程に基づき適切に対応し、学生の声が確実に反映されるよう努めた。結果として、学生にとってより良い学修環境の整備が進められた。今後も、学生の意見を真摯に受け止め、学びの質向上に繋がる施策の検討・実施を継続していく。

また、「学生受講規程」第 9 条では、学生は履修した授業科目の成績評価について疑問がある場合、教務課、もしくは担当教員へ申出ることができるようになっている。

いずれも意見・要望の内容により、学科授業改善委員会等の適切な会議に付議し、検討することとしている。

なお、「学修行動と学生生活に関する実態調査（卒業時アンケートを含む）」及び「授業評価アンケート」を年 2 回（前・後期）教務課で実施し、その結果を各学科、学生支援・キャリア支援課と共有、運営委員会、教学委員会、授業改善委員会、学科会議等で検証し、改善につなげる検討をしている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用に関する取組は以下のとおりである。

- ・学生の代表組織である全学学友会、各学科の学科学友会では定期的に連絡会を実施しているが、その結果は学生支援・キャリア支援課、または学生主任と共有され、大学に対する学生生活全般に対する意見・要望等があればそこで報告される体制としている。
- ・年度初めの全学生対象健康診断時に提出される健康調査票により、学生生活全般に対する支援が必要と思われる学生については、健康相談担当職員が個別にカウンセリングを実施し、学生から意見・要望等があれば、「障がい学生支援委員会」、及び「健康相談委員会」で検討している。
- ・学生生活における合理的配慮を求める学生の相談・申出の受付体制については、「学生ハンドブック」に掲載し、全学生に周知している。実際に申出があった場合には、学科会議及び障がい学生支援委員会では対応を協議している。

- ・「学修行動と学生生活に関する実態調査（卒業時アンケートを含む）」の集計結果をもとに、学修成果や学生生活満足度を把握し、教学委員会、運営委員会で報告、各学科及び学生支援・キャリア支援課の学生生活全般に関する支援について、今後の改善に活かすこととしている。
- ・「学校法人福島学院ハラスメント防止及び性暴力等の防止に関する規程」を定め、ハラスメントの防止に努めているが、学生からの相談案件があった場合は、ハラスメント防止委員会及びハラスメント調査委員会において、対応することとしている。
- ・学生への経済的支援の一つとして、日本学生支援機構や利用の多い奨学金制度についての説明会を両キャンパスで開催して、学生からの質問等に対応している。また、学生から意見・要望があれば、学生支援・キャリア支援課及び福島駅前キャンパス事務室でも随時対応する体制をとっている。
- ・各学科でもクラスアドバイザーとの個人面談やオフィスアワー等において、健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活全般に関する学生の意見や要望の把握に努め、学科会議等で情報を共有し対応している。また、学生からの意見や要望については、その内容に応じ、学生支援・キャリア支援課と連携を図りながら対応を進めている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

「学生受講規程」第6条に規定する意見投書ポストにより、学生は授業教室等の学修環境の改善についても意見書を提出できることとしている。

また、「学修行動と学生生活に関する実態調査（卒業時アンケートを含む）」及び「授業評価アンケート」を年2回（前・後期）実施し、その結果を各学科及び事務局と共有、運営委員会、教学委員会、学科会議等で改善に繋げるよう努めている。

各学科では「授業改善委員会」を開催し、学生代表からの意見や要望を聞く機会を設けている。そこで出された意見や要望は、学科会議で共有し、授業担当者や関係事務局に改善依頼を行っている。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

在学生からの各種アンケートや実態調査結果を経年で比較・分析したうえで、必要に応じた設問項目の見直しを行い、よりの確に学生の意見をくみ上げることが可能となるよう改善を図っていく。

また、学生からの意見・要望については、学科会議、教学委員会等で把握・分析を行ない、内容実現の可能性を検証のうえ、適宜対応している。

▶エビデンス（資料編）

【資料 2-6-1】 学生受講規程

【資料 2-6-2】 令和6年度後期学修行動と学生生活に関する実態調査集計結果について

【資料 2-6-3】 令和6年度 後期授業評価調査集計結果について

【資料 2-6-4】 令和6年度健康調査票（様式）

【資料 2-6-5】 各種委員会等設置規程

【資料 2-6-6】 学生ハンドブック

【資料 2-6-7】 学校法人福島学院ハラスメント防止及び性暴力等の防止に関する規程

【基準 2 の自己評価】

学生が大学で学ぶために必要な学修支援（社会的・職業的自立支援、学生生活安定）に教職協働で取り組み、適切な学修環境を整備するとともに、それらの実現と改善に向けて学生の意見、要望を把握する仕組みを整え活用している。

以上のことから本学は、学生受入れ、支援、環境整備等について、組織的環境が整備され、学生の成長促進、社会で活躍することができるための専門的知識・能力を授けるという求めに応じており、「基準 2. 学生」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、本学の設置目的、教育の理念を学則に定めるとともに、各学科の教育目的及び人材の育成の目的については、福島学院大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第 5 条の 2 に明記している。

学位授与については、学校教育法第 104 条（学位）及び学位規則第 5 条の 4（短期大学士の学位授与の要件）に基づき、大学全体のディプロマ・ポリシー（以下、「DP」という。）を策定している。

各学科の DP は、大学全体の DP を踏まえたうえで学科ごとに定め、「大学案内」や本学ウェブサイト等で広く周知しており、「大学案内」記載の QR コードからのアクセスも可能としている。

なお、各学科の DP は、それぞれの教育目的及び人材の育成の目的を踏まえたうえで、次のように策定されている。

各学科の卒業認定・学位授与の方針

【保育学科】

保育学科の教育目的（学則第 5 条の 2）「多様な保育ニーズに対応できる教養と専門的な知識・技術を持った人材育成」に基づいて DP は策定されている。また、これについては本学ウェブサイトで公表しているほか、新入生には冊子印刷物「保育学科の教育」を通じてオリエンテーション時に周知している。

【食物栄養学科】

食物栄養学科の教育目的（学則第 5 条の 2）「豊かな教養と、よりよい食生活を実現するための理論と実践を身につけた人材育成」に基づいて DP は策定されている。また、これについては本学ウェブサイトで公表しているほか、新入生には冊子「学生ハンドブック」などを通じてオリエンテーション時に周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

DP を踏まえた単位認定基準、進級制限、卒業認定基準等は、学校教育法、学校教育法施行規則、短期大学設置基準、学位規則に基づき策定され、学則第 7 章、8 章、10 章、及び「福島学院大学短期大学部履修規程」（以下「履修規程」という。）に適切に定めている。

学生には、入学時配付の学生便覧（「学生ハンドブック」及び各学科が作成する「学科の教育」）によって各基準を周知している。学生が各基準をより具体的に把握するために、科目がどの DP に対応するのか、科目の「到達目標」がどの DP と関連性が強いかをシラバスに示し、そのことによって学修の到達目標としての DP に対する意識の向上を図るとともに、DP を踏まえた厳正な「評価基準・方法」が適用されていることを明示している。

【保育学科】

学科教育上の目的に示す保育士、幼稚園教諭の養成については、児童福祉法、教育職員免許法に規定する科目と学科の目指す人材育成のための科目で配置し、単位認定基準、進級制限、卒業認定基準については、学則第 7 章、8 章、10 章、及び履修規程において定めている。

履修指導については、教務課及び学科教員によって、年度初めのオリエンテーション、学期ごとに実施される履修登録説明会、成績発表、クラスセミナー等を通じて実施している。

【食物栄養学科】

学科の DP にある栄養士養成については、栄養士法、栄養士法施行規則に規定されている「科目と学科の目指す人材教育のための科目」に従って配置し、単位認定基準、進級制限、卒業認定基準については、学則第 7 章、8 章、10 章、及び履修規程において定めている。履修指導については、教務課及び学科教員によって、年度初めのオリエンテーション、学期ごとに実施される履修登録説明会、成績発表、クラスセミナー等を通じて適時実施している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

学校教育法、学校教育法施行規則、短期大学設置基準、学位規則に基づき策定された単位認定基準、進級制限、卒業認定基準等は、学則第 7 章、8 章、10 章、及び履修規程に適切に定めており、本学では次のように厳正に適用している。

1. 単位の認定

学則第 29 条の 2 により、授業の到達目標に応ずる到達度の評価（評価方法・基準）はシラバスに記載して明示している。また、単位の認定については、明示した基準に従い適切に行うこととしている。

成績評価は、学則第 41 条により、成績「A⁺」を評点 100～90、「A」を 89～80、「B」を 79～70、「C」を 69～60 とし、C 以上で合格、59 点以下を「D」として不合格と定めて

いる。なお、学生が評価について疑義がある場合は、「学生受講規程」第9条により教務課もしくは担当教員に申出ることができる。当該科目担当教員は書面にて評価の理由等を回答することによって、成績評価の透明性を担保している。

成績審査の方法は中間試験、期末試験、レポート、調査、作品、実技等、担当教員の定めるところによって行うことを履修規程第7条に規定しているほか、「教員授業実施規程」第20条では、期末試験のみで成績評価を行ってはならないことも規定している。さらに、学則第37条により、学科での検討を経たうえで、教授会において適正と認められた場合は、入学前に他大学等で修得した単位は30単位を超えない範囲で本学において修得したもののみならず単位を認定することとしている。

2. GPA (Grade Point Average)

本学では学生の学修の質を可視化し、より良い履修指導を行うため、令和4(2022)年度から新たなGPA制度を導入し、卒業認定、学位授与の要件のほか、学生表彰の基準としている。GPAは学則第41条の2により規定されており、その取扱いについては、「福島学院大学・福島学院大学短期大学部における成績評価及びGPA制度に関する規程」に定め、厳正に適用されている。

3. 進級制限

学則第42条の2により、1年次末までの取得単位数20単位未満の者は、教授会の議を経て、2年次への進級を認めないことがある。

4. 卒業認定及び学位授与の要件

学則第51条に卒業認定要件として6項目を定めている。その6項目の一つには、「学科会議において、第5条の2に定める教育目的と人材の目的に適い、かつ短期大学士の学位を授与するのに相応しい人格識見と健全な精神を有していると判定された者」としており、各学科での判定を受けて、学長は教授会において卒業を認定、さらに学則第51条の2には、卒業を認定した者に対して、短期大学士の学位を授与することを定めている。

以上の項目については、学生便覧（「学生ハンドブック」、「各学科の教育」）を学生に配付して周知を図り、単位認定基準、進級制限、卒業認定基準等の厳正な運用については、学則第7章、8章、10章、及び履修規程に明示された基準をもとに行っている。

【保育学科】

単位認定基準、GPA制度、進級制限、卒業判定基準等は、学生に対し「学生便覧（「学生ハンドブック」、「保育学科の教育」）を配付し、学科オリエンテーションにて丁寧に説明している。また、在学生には、学期ごとの成績発表時や履修登録説明会において、各基準についての再確認を行っている。

なお、授業担当者に対しては、単位認定基準、GPA制度等について、教務課から資料が配付され周知が行われるほか、厳正な基準の適用が図られるよう、学科会議等でも共通理解を図っている。

【食物栄養学科】

単位認定基準、GPA 制度、進級制限、卒業判定基準等については、入学前のオリエンテーションや前期末の成績発表時、2 年次進級後のオリエンテーションにおいて、学生ハンドブック等を利用して学生へ周知を行っている。

なお、授業担当者に対しては、単位認定基準、GPA 制度等について、教務課から資料が配付され周知が行われるほか、厳正な基準の適用が図られるよう、学科会議等でも共通理解を図っている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

DP を踏まえた単位認定基準、進級制限、卒業認定基準等については、学校教育法、学校教育法施行規則、短期大学設置基準、及び学則等を遵守して厳正に適用されている。今後、DP の周知と厳正な適用については、一層の透明性を図っていく。

▶エビデンス（資料編）

- 【資料 3-1-1】 福島学院大学短期大学部学則
- 【資料 3-1-2】 福島学院大学の三つのポリシー
- 【資料 3-1-3】 福島学院大学短期大学部における 3 つの方針
- 【資料 3-1-4】 本学ウェブサイト（ホーム＞大学案内＞大学紹介＞福島学院大学の特色）<https://www.fukushima-college.ac.jp/feature/>
- 【資料 3-1-5】 2025 年度大学案内
- 【資料 3-1-6】 学科の教育（学生便覧）
 - 保育学科
 - 食物栄養学科
- 【資料 3-1-7】 福島学院大学短期大学部履修規程
- 【資料 3-1-8】 学生ハンドブック
- 【資料 3-1-9】 シラバス
- 【資料 3-1-10】 学生受講規程
- 【資料 3-1-11】 教員授業実施規程
- 【資料 3-1-12】 福島学院大学・福島学院大学短期大学部における成績評価及び GPA 制度に関する規程
- 【資料 3-1-13】 福島学院大学短期大学部履修規程

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は教育基本法、学校教育法及び建学の精神に基づき、Sincerity（真心）と Hospitality（思いやり）を教育の根本におき、「広く知識を授けるとともに、専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、職業及び実生活に必要な人材の育成」（学則第 1 条）を教育の目的としている。

この教育目的のもとに、大学全体の教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー、以下「CP」という。）は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー、以下「DP」という。）を達成するための一体性と整合性に基づき策定されている。また CP は、本学ウェブサイトで公表しているほか、大学案内に記載の QR コードからのアクセスも可能として周知を図っている。

なお、各学科の CP は、それぞれの教育目的及び人材の育成の目的を踏まえたうえで、次のように策定されている。

保育学科の教育課程の編成・実施の方針

保育学科は、保育・幼児教育分野の専門性において、卒業認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、体系的教育編成を構築しています。なお、「教員免許課程」および「指定保育士養成」に基づく教育課程を履修し、単位を修得した者に幼稚園教諭二種免許状、保育士資格が取得できるよう教育課程を編成しています。

【卒業認定・学位授与に求められる体系的教育編成】

- ・すべての学生が根拠に基づく（エビデンスベース）思考力と総合力を身につけるための、充実した教養教育科目を編成。
- ・演習、実践、学生参画型対話型教育（アクティブ・ラーニング）などの双方向型授業を主体とし、問題発見・解決力、構想・構築力、コミュニケーション力、実践力を培う専門教育科目を編成。
- ・教養教育科目と専門教育科目における学生の主体的学びを構築するために、学問分野・レベル・授業形態などをカリキュラムツリー・ナンバリングなどによって体系化。
- ・学生の自学自修による体系的な学びを、学修ポートフォリオ・履修カルテなどによって可視化（みえる化）。

【2つに大別される科目およびプログラム】

カリキュラムは、教養教育科目、専門教育科目に大別され、そこに関連する分野の科目によって、卒業認定・学位授与のための体系的学習が可能です。

1. 教養教育科目

- ・広い視野に立ち、短期大学士力の基礎となる基本的な教養（アカデミック・ツール）を提供する。
- ・1年次の初年次教育によって、リテラシー（読む・書く・話す）および情報リテラシーを修得する。

2. 専門教育科目

- ・2年次までの専門教育科目によって、保育・幼児教育に関する研究能力、専門的職業能力を育成するとともに、資格取得のための高い知識・技能の修得を提供する。
- ・保育・教育実習などの学外実習やボランティア活動をとおして、地域と社会で実践的に学び、また貢献する機会を提供する。
- ・本学附属施設の認定こども園、子育て支援センターや地域の福祉施設、保育・教育関連機関と連携をし、実践型学習の機会を提供する。

【成績評価の可視化（みえる化）】

- ・教育課程や科目レベルでの「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を踏まえて行う。

以上のように大学全体のCPをもとに学科のCPは策定しており、本学ウェブサイトで公表している。なお、大学案内に記載のQRコードからのアクセスも可能である。

学生への周知は、入学当初のオリエンテーション等において、「保育学科の教育」（学生便覧）を用いて周知している。

食物栄養学科の教育課程の編成・実施の方針

食物栄養学科は、各学問分野の専門性において、卒業認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、体系的教育編成を構築しています。

【卒業認定・学位授与に求められる体系的教育編成】

- ・すべての学生が根拠に基づく（エビデンスベース）思考力と総合力を身につけるための、充実した教養教育の編成。
- ・演習・ゼミナールや学生参画型対話型教育（アクティブ・ラーニング）などの双方向型授業を主体とし、フィールドワークも活用したプロジェクト型の教育をとおして、問題発見・解決力、構想・構築力・コミュニケーション力・実践力を培う専門教育の編成。
- ・教養教育と専門教育における学生の主体的学びを構築するために、学問分野・レベル・授業形態などをカリキュラム・ツリーナンバリングなどによって体系化。
- ・学生の自学自修による体系的な学びを、学修ポートフォリオなどによって可視化（みえる化）。

【3つに大別される科目およびプログラム】

カリキュラムは、教養教育科目・専門教育科目・体験・実習型科目に大別され、そこに関連する分野の科目によって、卒業認定・学位授与のための体系的学習が可能です。

①教養教育科目

- 広い視野に立ち、学士力の基礎となる基本的な教養（アカデミック・ツール）を提供する。
- 1年次の初年次教育によって、リテラシー（読む・書く・話す）および情報リテラシーを修得する。

このことを実現するために食物栄養学科では、基本的な教養を身につける教科、15教科を配置し、短期大学士力・栄養士力の基礎を涵養します。

②専門教育科目

- 1～2年次までの専門教育科目によって、研究能力、専門的職業能力を育成するとともに、資格取得のために高い知識・技能の修得を提供する。具体的には、食の基本、生理・生化学の基本を修得することを目的とした厚生労働省・栄養士養成施設の教育課程編成基準に則った専門教育科目6群35科目に加えて、特別研究2科目を設置した専門教育科目によって論理的な思考力を涵養し、座学教科を基に、「実習」を通して研究能力、専門的職業能力を育成する。このことで、栄養士資格取得へ向けた必要とされる高い知識と技術を修得します。

（以下に続く）

③体験・実践型科目

●ボランティア、インターンシップ、リーダーシップ教育、留学など、地域と社会で実践的に学びまた貢献する機会を提供する。栄養士資格取得必修教科である「給食管理実習」では、学内と校外において、それぞれ 45 時間ずつ実習を行い、給食の現場における判断力・実践力を培います。加えて、「特別研究」によって、実社会における「食」への関わりや商品開発など、多面的な学習を進め、学内では修得できない様々な高い実践力を涵養します。

【成績評価の可視化（みえる化）】

・教育課程レベル・科目レベルでの「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を踏まえて行う。

以上のように大学全体の CP をもとに学科の CP は策定しており、本学ウェブサイトで公表している。なお、大学案内に記載の QR コードからのアクセスも可能である。

学生への周知は、入学当初のオリエンテーション等において、本学ウェブサイトを提示するほか、QR コードを掲示して周知している。

3-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

CP は DP を学修の到達目標とする教育課程編成に反映されることによって一貫性が確保されている。具体的には、各学科における開設科目がどの DP に関わる内容であるかをシラバスに記載することによって、DP と各科目との紐付が明示されている。

なお、令和 6（2024）年度末に全学的な取組として、WebClass における e ポートフォリオ機能を活用し、各学生が自身のディプロマ・ポリシー到達度を自己評価できる学修成果の可視化システムを導入した。これにより、学生はディプロマ・サブリメントの内容を確認・記録することが可能となり、自身の成長の可視化と振り返りが促進されている。今後は本システムと IR との連携を進め、DP 達成度に関するデータの蓄積と分析を通じた教育改善を図る予定である。

【保育学科】

保育学科の CP に基づいてカリキュラムツリー等を策定し、DP に示された総合力、問題発見・解決力、構想・構築力、コミュニケーション力、実践力を身につけるために、保育・幼児教育の専門分野において体系的教育課程を構築し、DP との一貫性を図っている。

【食物栄養学科】

食物栄養学科の CP に基づいてカリキュラムツリー・カリキュラムナンバリングを策定し DP とも直結させていることで、一貫性を保っている。

以上のことから、各学科における CP と DP は具体的な方法によって一貫性が確保されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

保育学科、食物栄養学科は、資格・免許状取得のための科目が多数を占める教育課程編成であるが、DP を到達目標とする体系的教育課程を構築し、毎年検討を重ねている。

また、履修登録単位数の上限については、学則第 33 条に基準が示されている。

各学科の教育課程の体系的編成については以下のとおりである。

【保育学科】

保育学科は、保育・幼児教育分野において、卒業認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、体系的に教育課程編成を構築している。さらに、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状が取得できるように教育課程を編成している。

体系的な教育課程の編成は、カリキュラムツリー、ナンバリングで示しており、大学案内、保育学科の教育（学生便覧）、本学ウェブサイト等に明示し公表している。

また、シラバスについては、特に資格・免許状取得にかかる専門教育科目の必修科目は、厚生労働省、文部科学省が示す教授内容を十分充たす内容となっているかをチェックしたうえで作成、運用している。

なお、令和 5 年度末に 1 年間に履修登録できる単位数の上限の見直しを実施し、単位数を「50 単位」へと変更して令和 6（2024）年度入学生から適用している。

令和 6（2024）年度においては、教養教育科目と専門教育科目の選択科目を中心に、ここ数年休講となっている科目の削除、開設学年や単位数の整理等を行い、1 年間に履修登録できる単位数が 50 単位を超えないように、令和 7 年度からの教育課程に向けての改正を実施した。今後においても学生に対して教育の成果を保証できるよう努めていく。

【食物栄養学科】

CP をベースに栄養士免許が取得できるように教育課程を編成し、カリキュラムにナンバリングを施して、教科間の関連性を一次元的に配列してカリキュラムツリーを策定している。また、シラバスも適切に整備し、公表している。

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育の実施については、教養教育科目に資格・免許状取得のための指定科目等があるため、学科の専門性も勘案し、教育課程における適正を継続的に検証している。また、各学科の DP と CP との関連性に基づき、教養教育科目を適正に配置している。

各学科共通の教養教育科目に関して審議すべき事項が生じた場合は、教学委員会において調整が図られている。さらに、教育課程の改正については、学科会議、教学委員会、教授会、常任理事会の審議を経て理事会で承認を得るよう、体制を整えている。

なお、各学科の教養教育の実施状況は次のとおりである。

【保育学科】

教養教育については、大学全学及び保育学科の CP に基づき、全学統一で開設している授業科目と、資格・免許状取得に必要な授業科目、そして学科独自で開設している授業科目で構成している。教養教育科目は、教育方針「初年次教育」、その他五つの分野（表現力向上分野・情報教育分野・現代教養分野・国際理解分野・体育分野）で構成され、必修科目は、1 年次を中心に配置している。

【食物栄養学科】

教養教育については、栄養士法、同施行規則等において教養教育科目を 12 単位以上履修することが義務づけられており、本規則を遵守している。教養教育科目は、幅広い教養、豊かな人間性を身につけることを目的とした科目で構成され、初年次教育、マナー教育、情報教育、体育実技、社会人としての基礎的能力を身につける科目等で編成している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教育の質は「授業」に表れているという理解のもと、実践方法や事例の蓄積と共有を図り、授業に対する意識改革を含めた「授業改善」を進めている。その授業改善の取組について、学科会議で協議を重ね、全学授業改善委員会において、各学科からの問題提起をとおして教育の質向上を図っている。

また、教員授業実施規程第 16 条により、教員は、本学の教育の理念に沿って、アクティブ・ラーニングを中心とした授業を実施し、授業の活性化を図っている。各学科での教授方法の工夫・開発と効果的な実施への取組は以下のとおりである。

【保育学科】

保育学科では、教員の教育力、資質向上のための FD (Faculty Development) 研修を実施した。令和 6(2024)年度は、保育学科の授業「本学ウェブサイト等を活用した学内外への情報発信」とし、各教員が授業を実施するうえで工夫している点や効果的な教授法等について、本学のウェブサイトにて情報を発信して、その内容を共有し、FD 研修報告書として「保育学科の授業」として冊子にまとめた。

また、同じ授業科目(実習関連科目)を複数で担当している科目のシラバス作成や授業内容・方法の確認を行い、共通理解を図った。

【食物栄養学科】

学科会議等において全学授業改善委員会でのディスカッションの報告を行っている。さらに、学科 FD・SD (Staff Development) 研修では、アクティブ・ラーニングの活用法等について情報を共有するほか、学生のモチベーションアップ法に関する情報共有を行い、職員全体の資質向上を図っている。令和 6(2024)年度は、前年度まで取組に加え、事授業評価に関する「WebClass の概要と使用法について」講習会を行い、IT の有効活用について共通理解を図った。

3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

各学科・教学委員会等を中心に教育課程の見直しや、各学科会議・FD 研修会等により教授方法を工夫するなど、常に改善・向上を図りたい。

▶エビデンス（資料編）

- 【資料 3-2-1】 福島学院大学短期大学部学則
- 【資料 3-2-2】 福島学院大学の三つのポリシー
- 【資料 3-2-3】 福島学院大学短期大学部における 3 つの方針
- 【資料 3-2-4】 本学ウェブサイト（ホーム＞大学案内＞大学紹介＞福島学院大学の特色）<https://www.fukushima-college.ac.jp/feature/>
- 【資料 3-2-5】 2025 年度大学案内
- 【資料 3-2-6】 学科の教育（学生便覧）
 - 保育学科
 - 食物栄養学科
- 【資料 3-2-7】 各学科のカリキュラムツリー・ナンバリング
 - 保育学科
 - 食物栄養学科
- 【資料 3-2-8】 シラバス
- 【資料 3-2-9】 教員授業実施規程
- 【資料 3-2-10】 学科のアセスメント・ポリシー
 - 保育学科
 - 食物栄養学科

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
--

本学では、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価について、令和 5 年度まで、大学全体及び各学科において「DP に基づく学修成果のふり返しシート」を活用し、学科の DP に沿った学修成果のふり返しを行うとともに、「学修行動と学生生活に関する実態調査（卒業時アンケートを含む）」等の学内調査を多様な尺度・測定方法で取りまとめる形で実施してきた。

しかしながら、これまでの運用においては、実施方法や時期に課題が見受けられたことから、年度末（年 1 回）に限定して学生による自己評価を実施する形式に統一し、学科の DP に基づく学修のふり返りに特化するなど、運用方法の見直しを進めてきた。

さらに、これらの反省を踏まえた改善に加え、新たな取組の導入を検討し、令和 6(2024)年度末には、全学的な取り組みとして、WebClass における e ポートフォリオ機能を活用し、各学生が自身のディプロマ・ポリシー到達度を自己評価できる学修成果の可視化システムを導入した。これにより、学生はディプロマ・サプリメントの内容を確認・記録することが可能となり、自身の成長の可視化と振り返りが促進されている。今後は本システムと IR との連携を進め、DP 達成度に関するデータの蓄積と分析を通じた教育改善を図る予定である。

なお、学生の学修状況・資格・免許状取得状況・就職状況の調査、学生の意調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケート等の実施状況は次のとおりである。

【保育学科】

学生の学修状況、本学教育に対する満足度調査等については「学修行動と学生生活に関する実態調査（卒業時アンケートを含む）」、「授業評価アンケート」、就職先での卒業生の状況については「卒業生就職先アンケート」等が実施されている。各調査結果については学科会議で情報を共有して、次年度のそれぞれの授業や、学科の教育運営計画に反映できるように努めている。さらに、資格・免許状取得に係る実習の状況、授業科目の単位取得状況と GPA、就職内定状況は月例の学科会議で状況を共有し、随時、学生指導に反映している。

なお、令和 4 (2022) 年度から「DP に基づく学修成果のふり返りシート」を用いて、学生による保育学科 DP に基づく学修成果のふり返りを自己評価により行っていたが、令和 6 (2024) 年度からは全学的な取組として、学生による WebClass における e ポートフォリオ機能を用いた DP 到達度の自己評価とディプロマ・サプリメントの確認を実施し、個々に学修成果の達成状況を把握できるように変更した。

また、アセスメント・ポリシーに基づき、入学予定者に入学前教育（課題）を課し、学科のアドミッション・ポリシー（以下、AP という。）で求めている学力や資質等について確認するため、新入生オリエンテーション時にプレースメントテストを実施し、その結果により、レベル別授業科目の履修クラス編成に活用している。

【食物栄養学科】

AP を踏まえて実施した入学前教育や新入生オリエンテーション時に行う理系科目のプレースメントテストのデータなど、入学前に得た情報等を学科 FD・SD 研修や例月に実施される学科会議等において教員間で共有し、学生の基礎学力を把握しながら、カリキュラムの微調整を行いつつ、授業に取り組んでいる。

学修成果の点検・評価として、「DP に基づく学修成果のふり返りシート」を用いた自己評価を行っていたが、令和 6(2024)年度からは全学的な取組として、学生による WebClass

を用いた DP 到達度の自己評価とディプロマ・サプリメントの確認を実施し、個々に学修成果の達成状況を把握できるように変更した。

DP、CP、AP の三つのポリシーを踏まえて食物栄養学科の教育のあり方を検討するために、入学前教育のデータ情報、「DP に基づく学修成果のふり返しシート」からの情報、学期ごとの成績等、様々な形で提供されるデータをもとに学生の状況を把握し、学生の指導助言にも役立てている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学修成果の点検・評価の結果や、大学全体と各学科の「DP に基づく学修成果のふり返しシート」の集計結果は、全学授業改善委員会及び学科会議において検討されたうえで、教育内容・方法及び学修指導等の改善のために教員個々にフィードバックしている。

上記以外の全学共通の学修成果の点検・評価結果のフィードバックについては次のとおりである。

- ・授業科目毎に「授業評価アンケート」を実施しており、教学委員会で検証を行うことによって、アンケート結果の解析と、それに対する適切なフィードバックを行っている。
- ・各学科の教育目標の達成状況の点検は、「資格・免許状取得の状況」、「学修行動と学生生活に関する実態調査(卒業時アンケートを含む)」、「卒業生就職先アンケート」等で行い、その結果を各学科に通知しフィードバックを行っている。
- ・成績・GPA に基づいた学修状況については、毎学期末に各学生の成績一覧による評価が、学年末には GPA 取得一覧の成績データによる評価が示される。
- ・成績データ、資格・免許状取得状況については、各学科及び教務課で把握しており、必要に応じて情報を提供できる体制をとっている。
- ・学修成果の点検・評価の一つとして就職状況も指標としており、その結果は教学委員会、運営委員会、学科会議で報告するほか、職業別の就職状況等の詳細を学生支援・キャリア支援課が保管して必要に応じて情報提供できる体制をとっている。
- ・各学科の教員は、所属する学生のプライバシーと個人情報に配慮したうえで上記の情報を共有することができ、これらを通じて教育内容・方法及び学修指導等の改善について検討することが可能である。
- ・現行教育課程で開設している個々の科目について「授業評価アンケート」を実施し、科目の適正を評価したうえで、教育内容・方法及び学修指導等の改善のためにフィードバックしている。

各学科の取組は次のとおりである。

【保育学科】

授業科目毎に実施している「授業評価アンケート」等の調査結果は、教員個々に配付され、授業改善や教授法の工夫に活用されている。

また、学科の教育目標の達成状況の点検は、「資格・免許状取得の状況」、「学修行動と学生生活に関する実態調査(卒業時アンケートを含む)」、「卒業生就職先アンケート」等で行

い、その結果は学科会議等で報告され、データは学科内教職員にメールにて周知し、情報の共有ができるようにしている。

【食物栄養学科】

食物栄養学科の「DPに基づく学修成果のふり返しシート」の学修成果に関する調査は、点検・評価資料としてフィードバックされ、学科会議で情報を共有し、分析・検証を行い、各教員が担当する授業において反映していくように申合わせている。

また、学科の教育目標達成状況の点検は、「免許取得状況」、「学修行動と学生生活に関する実態調査（卒業時アンケートを含む）」、「卒業生就職先アンケート」に加え、学生個々の「履修科目の状況」、「単位数取得状況」、「成績評価」、等を総合的に把握し、その結果を学科会議等で随時報告・共有して授業の改善・学生の授業理解度の深化に役立てている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学修成果の点検・評価は、「DPに基づく学修成果のふり返しシート」に加え、「授業評価アンケート」や「学修行動と学生生活に関する実態調査（卒業時アンケートを含む）」等により行われている。令和6（2024）年度より、本学では、これらの取組をさらに推進するため、WebClassにおけるeポートフォリオ機能を活用した学修成果の可視化システムを全学的に導入した。本システムにより、学生は自身のディプロマ・ポリシー到達度について、オンライン上で継続的に自己評価を行うとともに、ディプロマ・サプリメントの内容を随時確認することが可能となった。これにより、学修成果の点検・評価が、従来に比して一層効率的かつ効果的に実施できる体制が整備された。

今後は、大学全体および各学科のアセスメント・ポリシーに則り、点検・評価の精度をさらに高め、三つのポリシーに基づくPDCAサイクルを一層精度の高いシステムとして組織的かつ継続的に構築していく。

また、現行教育課程レベルにおける「DPの到達度の可視化」を「科目理解度の可視化」として実施し、成績評価の厳格性・透明性を確保するとともに、学修成果の可視化の精度を向上させることにより、教育の質保証を図る。

なお、学修状況や就職状況等の調査は、学生支援・キャリア支援課や教務課等の事務局が実施しており、会議を通じてその結果が学科にフィードバックされているが、体系的な点検・評価には至っていない。今後は、各種調査結果を次年度の教育運営計画に反映できるよう集約し、点検・評価資料として全教員で共有し、教育の質向上のための改善に活かしていきたい。

▶エビデンス（資料編）

- 【資料 3-3-1】 学科「DPに基づく学修成果のふり返しシート」（集計結果を含む）
食物栄養学科
- 【資料 3-3-2】 令和 6 年度後期学修行動と学生生活に関する実態調査集計結果について
- 【資料 3-3-3】 福島学院大学の三つのポリシー
- 【資料 3-3-4】 福島学院大学短期大学部における 3 つの方針
- 【資料 3-3-5】 令和 6 年度後期授業評価調査集計結果について
- 【資料 3-3-6】 卒業生就職先アンケート
- 【資料 3-3-7】 本学ウェブサイト（ホーム＞大学案内＞修学上の情報）
https://www.fukushima-college.ac.jp/disclosures_study/
- 【資料 3-3-8】 福島学院大学アセスメント・ポリシー
- 【資料 3-3-9】 福島学院大学短期大学部学科アセスメント・ポリシー
保育学科
食物栄養学科
- 【資料 3-3-10】 3つのポリシーを踏まえての本学の取組の適切性にかかる学外の意見聴取について

【基準 3 の自己評価】

本学は、教育上の目的を学則に定め、これを実現するための方策として三つのポリシーを策定し、DP によって学修の到達目標を明示し、教育目標を達成するための CP に沿った教育課程を体系的に編成し実施している。また、DP と CP の一貫性を図り、教育の質保証を確固としたものとするために教育課程及び授業方法の改善・向上のための施策を展開している。

学修状況の点検・評価については、アセスメント・ポリシーに基づいた PDCA サイクルが機能し始めており、学生の学修状況確認や資格・免許状取得状況の情報共有、就職状況調査等のための全学的な仕組みが整備されているが、PDCA サイクルの適否については継続的に検討を続ける必要がある。

令和 5(2023)年度末に学則の一部改正を行い、保育学科、食物栄養学科の 1 年間に履修登録できる単位数の上限の見直しを行うなど、継続して「教育の質保証」の確認を行っている。

以上のことから、卒業認定、教育課程、学修成果について、基準等に基づき厳正に運用し、教授方法の開発や学修成果の点検・評価に基づく学修指導等の改善を図り、教育の質保証に努めており「基準 3. 教育課程」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長の職務は、学校教育法第 92 条第 3 項の規定に従い、福島学院大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第 9 条において、学長は「校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定しており、教学改革等にリーダーシップを発揮し、本学の運営を行っている。

学長は、学校教育法第 93 条及び「福島学院大学短期大学部教授会規程」第 3 条の規定に基づき、教育研究における全学的に重要な事項に関しては教授会等の意見を聴取したうえで意思決定を行う。なお、教授会等に意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項について、令和 6（2024）年 4 月 1 日施行で「学長裁定」を取決めた。また、学長の決裁権限については「決裁及び決裁委任規程」第 4 条以下の規定により副学長をはじめとする役職へ権限を一部委任するなど、適切なリーダーシップを発揮するための補佐体制が整備されている。

学長が学内の諸課題について全学的な視点から検討を行うため、学則第 11 条に基づき、学内主要管理職者を構成員とした大学・短期大学部運営委員会を設置し、協議ができるよう体制を整備している。

学長を補佐する体制として、教学改革等を担当する副学長 2 人を配置している。また、事務局に理事長・学長室を置き、教育運営方針実現のための実務を担い学長を補佐している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の使命と目的を達成するために、学校教育法第 92 条、第 93 条、及び短期大学設置基準第 22 条の 3（学長の資格）等に基づき適切に規則を整備し、全学的な教学マネジメント体制を整えている。この教学マネジメント体制のもと、学長の補佐体制を整備するために 2 人の副学長を置き、「教員管理職制及び教育運営職制規程」第 3 条に「副学長は学長を補佐し、学長不在のときはその職務を代理する。」とし、学長の補佐的業務であることを規定したうえで権限の適切な分散と責任の明確化を図り、危機管理に配慮した教学マネジメントを構築している。具体的には教学改革、研究推進、地域連携等を担当し、それぞれが責任を持って担当業務を行う体制を整えている。

また、「教員管理職制及び教育運営職制規程」には、副学長、学科長、学科主任などの各所掌が定められており、規程に基づき権限は適切に分散され責任の明確化が図られている。

教授会は、「教授会規程」第3条において「学長の諮問に応じ次に掲げる事項を審議し、意見を述べる。」として、学長の諮問機関としての位置づけと役割が明確に示されている。また学長は、教授会への諮問を必要とする重要な事項については、学科会議や教学委員会等で事前に検討し周知することも同条に定められている。

教学委員会は、「教学委員会規程」第3条に基づく学長の教学マネジメント組織であり、学長、副学長、学部長、研究科長、全学科長及び教務課長等を構成員とし、同規程第4条に定める教学に関する主要な事項の審議等を行う。教学委員会は、同規程第6条によって各学科会議との接続が図られており、学長のリーダーシップのもとに、教学マネジメントが適切に行われている。なお、教学マネジメントとして、学長の権限のもとに学生の退学処分、停学等の手続きを定めた「学生の懲戒に関する規程」を制定、令和6（2024）年4月1日からの施行とし整備を行った。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の使命・目的の達成のため、「業務組織規程」に基づいた組織概念図のとおり事務体制を組織し、それぞれの科教室での業務を遂行している。

教学マネジメントの中心となる教学委員会の事務は、「業務組織規程」第9条により教務課が担っている。さらに同規程には、授業や担当教員、成績管理等教務的業務のほか、IR業務も規定されており、授業評価アンケート結果等のデータを教学委員会で検討・検証し、学科運営や授業改善につなげるようフィードバックする体制としている。

職員は教授会、教学委員会、運営委員会の構成員となっており、方針の策定等、教学組織に参画し、教職協働体制としている。

また、「職員の採用及び昇任に関する規程」として職員採用計画の策定、採用、昇任の手続きを規定、令和6（2024）年4月1日からの施行としており、職員の適正配置を進めている。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮について、学校教育法に定める学長の位置付けに基づいて学長権限と各種会議等、学則及び各種関係規程に則った補佐体制を整備している。

学長を中心とした教学マネジメント体制の整備に伴い、現行規程に記載されている役割をより明確化していくとともに副学長機能の強化を図っていく。

職員の配置と役割の明確化等による教学マネジメントの機能性について、本学では既定事項を運営するための組織体制は整備されているが、教学マネジメントの機能性を高めていくためにも、教職協働プロジェクトや合同会議等を進めていく方針である。

▶エビデンス（資料編）

- 【資料 4-1-1】 福島学院大学短期大学部学則
- 【資料 4-1-2】 福島学院大学短期大学部教授会規程
- 【資料 4-1-3】 決裁及び決裁委任規程

- 【資料 4-1-4】 大学及び短期大学部運営委員会設置規程
- 【資料 4-1-5】 学校法人福島学院組織概念図
- 【資料 4-1-6】 教員管理職制及び教育運営職制規程
- 【資料 4-1-7】 教学委員会規程
- 【資料 4-1-8】 業務組織規程
- 【資料 4-1-9】 職員の採用及び昇任に関する規程

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の教員組織は、学校教育法第 92 条（学長、教授その他の職員）、短期大学設置基準第 20 条（教育研究実施組織等）による定数を満たしており、各学科の教育内容と規模に定められた専任教員数を本学「教員任用規程」に則して確保し適切に配置している。

本学の教員配置に関しては、各学科ともにその教育方針に則り「福島学院大学所属員別現員表」を作成し確認している。特に、保育学科、食物栄養学科は、資格・免許状取得を目指した教育課程を編成しており、そのための教員配置（教員数を含む）が必要なことから、補充が必要な場合は、それぞれの要件を充たす教員を採用し確保している。

さらに、各専門分野に関する非常勤教員を適切に委嘱して、多様な学問領域をカバーし、教育内容の充実を図っている。

1) 教員の公募について

本学における教員の採用は、令和 6 年度人事計画(採用計画)を基本方針として、学長、各学科長との協議により、短期大学設置基準、教育課程、退職者等の状況を踏まえ、専任教員の構成等を考慮し、採用を必要とする授業科目の担当者について検討している。公募方式は、原則として「JREC-IN portal（研究者人材データベース）」を利用している。

2) 教員の採用・昇任

専任教員の採用にあたっては、人事担当者のほか、所属予定学科の学科長をはじめ複数の教員で面接のうえ、理事長、学長による面接を行うことにより、教育と研究意欲を持った本学の教育にふさわしい人材の確保に努めている。

教員の採用及び昇格候補者の選考は、「教員任用規程」により、学長、副学長、人事担当理事、満 3 年以上本学教授として勤続の常勤教授、及び人事課長で構成された教員資格審査委員会において行う。

教員資格審査委員会では、「福島学院大学短期大学部教員資格基準規程」、及び「福島学院大学短期大学部教員資格基準規程施行細則」に基づき審査を行う。採用候補者は、学位、教育実績、研究業績、実務経験、資格・免許、その他の経歴等、昇格候補者は、教育・研究活動実績、本学組織への貢献及び社会的活動への参加等を総合的に評価して、各職位に適格か判定している。その審査において適格と判定された者について、人事担当理事は常任理事会に提出し、その議を経て理事長が採用または昇格を決定する。

3) 教員評価

教員には研究業績等の自己申告実施要項により、研究業績等を自己申告させ、研究業績審査委員会でその業績を審査し、教員の業績について正確に把握するとともに、昇任、昇給、表彰、及び教員研究教育費増額の参考としている。

また、教員自身の業績評価として、毎年度末に研究業績一覧、学会及び社会における活動状況、教育方法の実践事例、本学運営上の実績等を自己点検し、「実績報告書」として学科長へ提出する。学科長は、「実績報告書」を「給与規程（教員）」第9条における「勤務成績」評価の基本資料として活用し、管理運営上の貢献度、勤務状況等を総合的に勘案して評価を行っている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学におけるFD(Faculty Development)は「ファカルティ・ディベロップメントに関する規程」第1条に、本学の教育理念・教育目的に基づき教育の内容及び方法の改善・向上を図ることを目的に実施している。

FDは、FD委員会が、研修実施方針・実施項目の設定、実施計画の策定、実施後の分析、報告内容の全学的観点からの点検等を行うが、スタッフ・ディベロップメント(以下SDという。)委員会と合同で協議し、有機的な研修会を設定するようにしている。令和6(2024)年度実績としては、以下のテーマで研修を実施した。

【FD研修】※専任教員(教務系職員含む)対象

- ①研究倫理教育・コンプライアンス教育(令和6年8月29日)
- ②ICT利活用、生成AIの現状と今後～ChatGPT・Google Workspace～
(令和6年9月18日)
- ③地域貢献・地域連携での「経験」を学びに活かすには(令和6年9月27日)
- ④就活支援力強化(令和7年1月7日)

【FD研修(SD研修との合同開催)】※専任教職員全員対象

- ①令和6年度初顔合わせ会(令和6年4月1日)
- ②日本高等教育評価機構第4回評価システム説明会※オンデマンド視聴
(令和6年5月22日・29日)
- ③大学マネジメントとIR(令和6年8月29日)
- ④認証評価受審後の改善対応と取り組み、次期受審に向けて(令和6年9月18日)

⑤大学設置基準と改正後の基幹教員の考え方と課題（令和6年9月27日）

なお、各学科のFD研修の取組は以下のとおりである。

【保育学科】

保育学科では、教員の教育力、資質向上のためのFD（Faculty Development）研修を実施している。令和6(2024)年度は、保育学科の授業「本学ウェブサイト等を活用した学内外への情報発信」とし、各教員が授業を実施するうえで工夫している点や効果的な教授法等について、本学のウェブサイトにて情報を発信して、その内容を共有し、FD研修報告書として「保育学科の授業」として冊子にまとめた。

それぞれの教員は、自身のこれからの授業の方向性を探り、授業改善へ向けて取り組んでいる。

【食物栄養学科】

学科FD・SD研修は年に2回実施し、必要に応じて学科会議の中でも教育内容・教育方法をテーマとして話合っている。特に学習の方法については年に2回実施する研修会の中で、教員同士の課題をあげて、新たな授業の方向性を模索・改善へ向けて取り組んでいる。

令和6(2024)年度は、学科独自の授業評価アンケートを行い、クラス委員に聞き取りを行ったうえでとりまとめを行い、学科会議で報告し、各教員にフィードバックして、授業改善に取り組んでいる。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

教員の採用・昇任に関しては、前年度同様に現在の基準を継続的に検討し、教育・研究・地域貢献の三つの要素を基準として、本学の教員に求める資質をより明確化する。また、教員評価制度（教員の客観的評価）の導入を目指して、導入実現に向けた具体策を策定していく。

本学においては、FD委員会を中心にFD活動推進のための体制が整えられ、SD活動とともにその活動の充実が図られてきた。これまでの全学的なFDは、法令や他大学事例等であったため、教育内容や方法の改善のための工夫等、教員への直接的な全学FDを積極的に実施していく。学科内FDにおいては、教授方法に特化した内容が多く取上げられているが、今後もさらなる教育の質向上につながる具体的な研修内容を検討したうえで、FD研修会を開催していく。

▶エビデンス（資料編）

【資料4-2-1】 教員任用規程

【資料4-2-2】 福島学院大学所属別現在員表（令和6年度）

【資料4-2-3】 福島学院大学短期大学部教員資格審査委員会規程

【資料4-2-4】 福島学院大学短期大学部教員資格基準規程

【資料4-2-5】 福島学院大学短期大学部教員資格基準規程施行細則

- 【資料 4-2-6】 ファカルティ・ディベロップメントに関する規程
- 【資料 4-2-7】 令和 6 年度 FD・SD 研修計画
- 【資料 4-2-8】 令和 6 年度 SD 研修（FD・SD 合同研修）実施報告

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

職員のみならず短期大学運営業務全般における資質向上が求められる中で、学校教育法第 114 条（準用規定）、短期大学設置基準第 20 条（教育研究実施組織等）、第 22 条の 2（組織的な研修等）に基づき、「スタッフ・ディベロップメントに関する規程」に則して SD 委員会を設置し、職員の資質・能力向上のために必要な取組を行っている。

令和 6（2024）年度については「福島学院教職員の人材育成の基本方針」により、本学の取組に関する課題を理解し認識を共有することや、業務に直結する内容等を踏まえた研修計画に基づき、次のとおり実施した。

研修後は、毎回、振り返りシートの提出を求め、教職員からの意見を参考に次年度の研修計画につなげ、知識及び能力の向上に加え、積極的に参画する意識を持った職員の育成を目指している。

【SD 研修(FD 研修との合同開催)】※専任教職員全員対象

- ①令和 6 年度初顔合わせ会（令和 6 年 4 月 1 日）
- ②日本高等教育評価機構第 4 回評価システム説明会※オンデマンド視聴
（令和 6 年 5 月 22 日・29 日）
- ③大学マネジメントと IR（令和 6 年 8 月 29 日）
- ④認証評価受審後の改善対応と取り組み、次期受審に向けて（令和 6 年 9 月 18 日）
- ⑤大学設置基準と改正後の基幹教員の考え方と課題（令和 6 年 9 月 27 日）

【SD 研修】

- ①情報リスクマネジメント（令和 6 年 8 月 29 日）対象：専任教職員全員対象
- ②ハラスメント防止研修（令和 6 年 9 月 18 日）対象：専任教職員全員対象
- ③ハラスメント防止委員会委員・相談員研修（令和 6 年 9 月 24 日）
対象：指定する教職員
- ④大学職員の基礎実務研修（令和 7 年 1 月 7 日）対象：専任職員全員対象

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

職員の研修制度については、本学の使命・目的等の実現、「学校法人福島学院第二期中期計画」の達成及び個々の職員のキャリアアップのために内容面の充実に図っていく。SD 実施の実効性を高めていくためには、研修効果の検証・分析を進め、大学運営に的確にフィードバックしていくことに努める。

また、短期大学に関わる社会的な問題等について職員が意識を高めるため、積極的に外部研修を含めた研修機会を確保するとともに、教育活動を中心に行われる FD と、管理運営活動を中心として行われる SD について、教員、職員が教職協働によってより有機的な連携を行うことを目指していく。さらに、短期大学に求められている取組と現状を把握したうえで、必要に応じて規程の整理と運用を図っていく。

▶エビデンス（資料編）

- 【資料 4-3-1】 スタッフ・ディベロップメントに関する規程
- 【資料 4-3-2】 福島学院教職員の人材育成の基本方針
- 【資料 4-3-3】 令和 6 年度 FD・SD 研修計画
- 【資料 4-3-4】 令和 6 年度 SD 研修（FD・SD 合同研修）実施報告
- 【資料 4-3-5】 学校法人福島学院第三期中期計画

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学は、短期大学設置基準第 33 条の 3（教育研究環境の整備）に基づき、宮代キャンパスと福島駅前キャンパスの全教員に個人研究室が割り当てられており、パソコン及びネット環境が整備され、研究環境が十分に整備されている。また、各学科の教育研究に資する施設設備を整備し、適切に運営・管理している。

また、短期大学の研究発表の機会として「福島学院大学研究紀要」を年 2 回発行し、本学ウェブサイトで広く公表しており、教員の研究業績としている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

学術研究に対する信頼と公正さを確保するため、「本学教員の研究にかかる基本的責務に関する規程」、「本学における研究活動及び研究業績にかかる不正行為及びその対応に関する規程」、「本学研究倫理審査委員会設置規程」を制定し、厳正に運用している。

さらに、「学生研究活動における基本的責務及び不適切行為防止に関する規程」、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン、研究活動における不正行為への対応

等に関するガイドライン等を踏まえ、本学で学術研究を行う全ての者に対して、研究倫理に関する規程を設け、本学における研究活動及び研究業績にかかる不正行為及びその対応について周知している。

当該規程に基づき、全専任教員、関係職員対象に研究倫理教育研修を行っている。研究倫理に関する知見を深めるために教員用教材として『科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—』（日本学術振興会）を配付し、公的研究費の取扱いや研究倫理、特定不正行為、不正事例等、研究者としての知識と倫理観を養う研修を行っている。

また、研究倫理審査委員会などより申請しやすく教員の研究及び学会発表等に対し充実した体制で研究活動のフォローを行っている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

「福島学院大学・福島学院大学短期大学部 教員研究教育費（教員経費）規程」に基づき、毎年の教員個人研究費を配分している。その他、特定研究依頼者、研究奨励賞や表彰受賞者、及び准教授以下の教員の申請に応じて、「特別研究交付金規程」に基づき、研究活動への資金配分を行っている。

科学研究費助成事業（以下、「科研費」という。）をはじめとする外部資金の獲得のため、公募情報の学内周知を行うとともに、科研費申請方法も含めた年間1回の対面での倫理教育を実施していることで、科研費の申請率や採択率の向上に向けた取組を行っている。

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

本学では、公的研究費法令遵守・研究倫理教育研修等を毎年度実施して、法令遵守の推進を図っている。その他、申請等の受付及び相談、研究不正防止計画等を策定し研究環境の整備に努めている。さらに研究倫理審査委員会の充実を行い、より研究者の論文公表を促進する。研究倫理研修に関しても今後も継続し、受講者アンケートの結果等も踏まえ充実を図る。

今後は研究活動のさらなる発展のため、特別研究交付金についての周知徹底や申請の促進を図る。なお、特別研究費には科研費不採択者向けの枠を設けており、その優遇的な制度を活用し、応募意欲の向上を図っていく。

▶エビデンス（資料編）

- 【資料 4-4-1】 本学ウェブサイト（ホーム＞卒業生・地域の皆さんへ＞図書館の一般開放）https://www.fukushima-college.ac.jp/general_library/
- 【資料 4-4-2】 本学教員の研究にかかる基本的責務に関する規程
- 【資料 4-4-3】 本学における研究活動及び研究業績にかかる不正行為及びその対応に関する規程
- 【資料 4-4-4】 本学研究倫理審査委員会設置規程
- 【資料 4-4-5】 短期大学部学生の研究活動における倫理的意義及び不適切行為防止に関する規程

【資料 4-4-6】 福島学院大学・福島学院大学短期大部 教員研究教育費（教員経費）規程

【資料 4-4-7】 特別研究交付金規程

【基準 4 の自己評価】

本学は、学長がリーダーシップを発揮できるよう全学的な教学マネジメントの方針を決める会議として全学科長や教務系職員で構築する教学委員会を設置し、各種教学に関しての意思決定を行っている。また遂行を担う事務局に適切な職員を配置することで、教職協働に基づいた教学マネジメントを構築している。

教員の配置については、教育目標、教育課程に則した採用、昇任等が規程に基づき適切に行われている。職能開発については、教育内容・方法等の改善のための FD や短期大学運営に必要な資質・能力向上のための SD を効果的に実施している。また、教学関連事項を取扱う委員会等への事務職員の参画等、教職協働による短期大学運営にも取り組んでいる。さらに研究支援については、研究環境の整備や研究倫理の確立、研究活動への資源配分を適切に運営・管理している。

以上のことから本学は、組織の整備と職能開発が適切であり「基準 4. 教員・職員」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本法人では、「学校法人福島学院寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第 3 条に「本法人は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学校教育を行い、創立者の信念である「真心こそすべてのすべて」という建学の精神に沿って、真心と思いやりを涵養し、社会に有用な人材の育成を図ることを目的とする。」と本法人の目的を定義している。

私立学校法第 24 条に則り、本法人の最高意思決定機関を理事会と定め、寄附行為第 16 条に「理事会は、本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定している。また、私立学校法第 18 条第 3 項において利益相反取引の恐れのある事案に関して「利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。」とし、理事会運営と決定の透明性を確保している。

寄附行為第 19 条では評議員会を組織することを定めており、寄附行為第 21 条では、理事長が事前に評議員会の意見を聞かなければならない事項として、予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画、役員に対する報酬等を定めている。

令和 7（2025）年 4 月 1 日から改正私立学校法が施行されることに伴い、学校法人福島学院寄附行為変更が、令和 7 年 3 月 7 日付で認可された。

この法改正により、理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適性を確保するために必要なものとして内部統制システムの整備が求められている。これにより、理事会として「学校法人福島学院 内部統制システム整備の基本方針」を定め、「コンプライアンス推進規程」及び「機密文書管理規程」を令和 7(2025)年 4 月 1 日制定施行する整備を行った。

組織倫理に関しては、大学規程として「教員就業規則」、「職員就業規則」をはじめ、「服務規程（教員）」、「服務規程（職員）」、「業務組織規程」、「福島学院情報公表規程」、「福島学院個人情報保護規程」、「本学教員の研究にかかる基本的責務に関する規程」等を整備している。寄附行為や各種規程及び細則は、法令改正等に基づき定期的に各担当部署の点検を行い、理事長、学長含む学内理事で組織する常任理事会で規程等の改正を審議し、理事会において決定し、経営の規律と誠実性は維持されている。

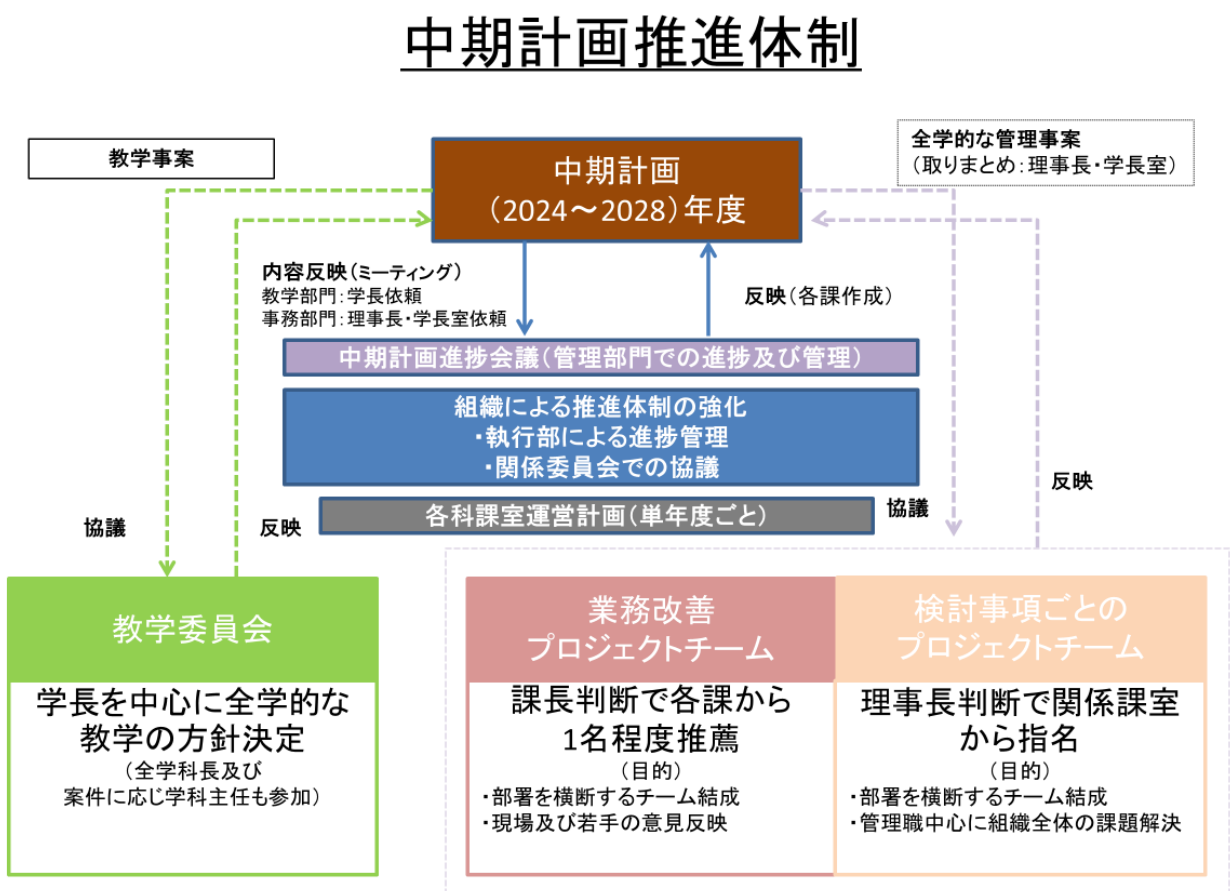
情報の公表については私立学校法、学校教育法施行規則、教育職員免許法等法令に基づき規定する「福島学院情報公表規程」に沿った項目について、本学ウェブサイトでの公表を行っている。情報公表規程は私立学校法の閲覧の規定に沿って見直し、令和 6（2024）年 1 月 1 日から改正施行している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

令和 6（2024）年度より新たな中期計画（第三期中期計画（令和 6（2024）年度～令和 10（2028）年度の 5 か年計画）を策定し、本学の命・目的の実現に向けた取組を行うとともに、下記の中期計画推進体制図【図 5-1-1】のとおり、その運用実施が管理されている。単年度ごとに取りまとめている事業計画書では、第三期中期計画に基づいて、本学の計画を具体的に示し、着実な実行に努めている。

建学の精神と教育理念の実現を目指すとともに、社会的使命を果たすべく改革を進め、本法人の改革とさらなる充実と発展を目指す。

【図 5-1-1】中期計画推進体制



5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全、人権、安全への配慮に係る体制については、必要な規程等を制定し、教育機関としての社会公共性を維持するよう努めている。

環境保全に関する取組としては、学びの環境を維持するために樹木剪定、清掃等、日々の環境美化を行っている。また、担当職員が定期的に巡回を行っており、修繕箇所等の早期発見に努めている。さらに平成 28 (2016) 年度に 10 年間のメンテナンス計画を策定し、見直しを図りつつ施設設備等キャンパス環境維持を年次計画にて進めている。

その他、環境への配慮として「福島学院大学 節電方針」を策定し、年度ごとに「総務課運営計画」の中で節電目標を明示するとともに、定期的に総務課ニュースで光熱水費の節減、クールビズの推進等を周知し、エコロジー対応へ努力している。

人権への配慮として、本法人における全ての役員、教職員及び学生等が個人として尊重されるとともに、就労上及び修学上の適正な環境を維持するため、ハラスメント及び性暴力等の防止及びハラスメント等が生じた場合の適切な対応に関する事項を「学校法人福島学院ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程」に定め、令和6(2024)年8月1日制定施行とした。

教職員に理事長からのトップメッセージを通知、令和元(2019)年度から、全教職員を参加対象としてハラスメント防止研修を毎年実施し、ハラスメントに対して正しい認識を持ち、ハラスメントの発生や潜在化を防止するよう取組を行っている。今回の新規規制定に伴い、ハラスメント防止委員会委員及び相談員を対象として、具体的な対応等についての研修を実施し、ハラスメント防止体制の整備を行った。

「福島学院公益通報に関する規程」では、令和4(2022)年6月施行の公益通報者保護規程に沿った見直しを図り、通報窓口の設置、担当者の守秘義務、通報者の不利益な取扱いの禁止等、必要な体制整備を行った。

キャンパスの防災は「防災・防犯対策規程」に基づき、キャンパスごとに「宮代キャンパス防災計画」、「福島駅前キャンパス防災計画」を定め、災害に備えている。その防災計画をもとに避難訓練及び消火訓練、防犯訓練、救命講習を毎年実施している。また、両キャンパスには災害時の非常用として備蓄品を備えている。構内の安全対策としては、キャンパスガードマンの構内巡回、監視カメラ設置等によりセキュリティ対策を実施している。

また、令和4(2022)年度には近年の総合的な危機管理体制整備の一環として「福島学院危機管理規程」を制定し、危機発生時の管理体制等を整備するとともに、危機事象が発生した際の基本的な行動規範を記載した危機管理基本マニュアルの整備等を行った。関連して情報セキュリティ対策についても「福島学院情報セキュリティポリシー」を作成し、インシデントが発生した際の責任体制の明確化、必要な対応等を取決めている。

(3) 5-1の改善・向上方策(将来計画)

令和7(2025)年4月以降は、内部統制システムに基づいて、各科課室において業務を運営し、実際に業務運営上に齟齬が無いかを確認し、必要に応じて規程等を整備し、改善を図っていく。

危機管理について、規程やマニュアル等の整備を図り、アフターコロナの時代も見据えて、今後とも多様な事態を想定した研修や講習の機会の充実を図り、法人全体として緊急事態に備えられる体制を整えていく。

▶エビデンス（資料編）

- 【資料 5-1-1】 学校法人福島学院寄附行為
- 【資料 5-1-2】 学校法人福島学院 内部統制システム整備の基本方針
- 【資料 5-1-3】 コンプライアンス推進規程
- 【資料 5-1-4】 機密文書管理規程
- 【資料 5-1-5】 教員就業規則
- 【資料 5-1-6】 職員就業規則
- 【資料 5-1-7】 服務規程（教員）
- 【資料 5-1-8】 服務規程（職員）
- 【資料 5-1-9】 業務組織規程
- 【資料 5-1-10】 福島学院情報公表規程
- 【資料 5-1-11】 福島学院個人情報保護規程
- 【資料 5-1-12】 本学教員の研究にかかる基本的責務に関する規程
- 【資料 5-1-13】 学校法人福島学院第三期中期計画
- 【資料 5-1-14】 令和 6 年度学校法人福島学院事業報告書
- 【資料 5-1-15】 メンテナンス計画
- 【資料 5-1-16】 福島学院節電方針
- 【資料 5-1-17】 総務課ニュース
- 【資料 5-1-18】 学校法人福島学院ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程
- 【資料 5-1-19】 福島学院公益通報に関する規程
- 【資料 5-1-20】 防災・防犯対策規程
- 【資料 5-1-21】 福島学院大学宮代キャンパス防災計画
- 【資料 5-1-22】 福島駅前キャンパス防災計画
- 【資料 5-1-23】 福島学院危機管理規程
- 【資料 5-1-24】 福島学院危機管理基本マニュアル
- 【資料 5-1-25】 福島学院情報セキュリティポリシー

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、寄附行為に基づき、大学の使命・目的の達成に向けて、戦略的な意思決定機能を有している。

そのための体制として、役員は、寄附行為第 5 条に理事 7 人以上 10 人以内、監事 2 人と定めている。理事の選任は理事長、大学学長、短期大学部学長、評議員のうち評議員会からの選任者、学識経験者のうち理事会における選任者の五つの立場から選任することを

定めている。寄附行為第 11 条により、法人を代表しその業務を総理する理事長は、理事の内から一人を理事総数の過半数の議決により選出される。監事は、寄附行為第 7 条に「本法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と定めている。

理事会の議長は理事長が務め、年間 8 回の定例理事会のほか、緊急を要する場合には、臨時に開催する。5 月の定例理事会は、前年度の事業報告及び決算等、3 月の定例理事会は、翌年度の事業計画や予算編成案等を審議している。

また、寄附行為第 16 条により、理事会及び理事長の業務執行を円滑化するため、常任理事会を置くことが規定されており、「寄附行為施行規則」第 4 条の規定において常任理事会での審議事項等、その運営について定めている。

常任理事会の設置によって、理事会及び理事長の業務執行の円滑化を図り、法人の使命・目的の達成に向けた戦略的意思決定が機能的に図られる体制が整備されている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 7（2025）年 4 月 1 日から改正私立学校法が施行されることに伴い、同日付で学校法人福島学院寄附行為が施行される。

これにより、理事、監事、評議員、会計監査人の設置等、資格・選任手続きや各機関の運営等が大幅に変更となるため、寄附行為を遵守し、法人の意思決定機関として理事会の適切な運営を行っていく。

▶エビデンス（資料編）

【資料 5-2-1】 学校法人福島学院寄附行為

【資料 5-2-2】 寄附行為施行規則

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学及び大学の諸課題について全学的な視点から検討、協議を行うため、大学・短大運営委員会を設置している。運営委員会の構成員は学長、副学長、学部長、各学科長、事務局長、事務局各部課室長から構成され、教職員の提案や検討事項等を効率的にくみ上げる仕組みとして機能している。運営委員会での審議、検討、了承を経た案件は、常任理事会での審議、検討、了承を経て理事会へと提出される。常任理事会は、理事長（兼学長）及

び学内理事のほか、参与管理職者として、副学長、及び部長職以上の経営管理職員によって構成され、当該会議が本学及び大学と法人とをつなぐことによって円滑に意思決定が行われている。

理事長は以上の会議体をとおして、大学全体へのリーダーシップを発揮することができるとともに、内部統制環境の整備が担保されている。

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

監事の職務は、寄附行為第 15 条に次のように規定されている。

寄附行為

第 15 条

- (1) 本法人の業務を監査すること
- (2) 本法人の財産の状況を監査すること
- (3) 本法人の理事の業務執行の状況を監査すること
- (4) 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、本法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを理事会及び評議員会に報告し、又は文部科学大臣に報告すること
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
- (7) 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること

以上の監事職務によって、理事会との相互チェック機能が保たれている。

監事は常に理事会及び評議員会に出席し、寄附行為に定められた法人の業務の監査を行っている。また、日常的な監査業務については原則として週 2 回出勤し、法人の運営状況の監査を行っており、その参考として随時学内の会議等に出席して業務執行状況を確認し、理事会に意見を述べている。外部監査人である公認会計士とも定期的に情報交換を行っている。監事の選考は寄附行為第 7 条に「本法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と定めている。

評議員会は寄附行為第 19 条に基づき、15 名以上 23 名以内で組織している。評議員の選任については、寄附行為第 22 条に基づき、17 名を選任しており、定数を満たしている。を事業計画及び予算、事業報告及び決算、寄附行為の変更等、寄附行為に定める重要事項について、理事会の諮問機関として法人と大学との相互チェックの機能を果たしている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

改正私立学校法が令和 7（2025）年 4 月に施行され、実効性のあるガバナンス改革を推進していくため、評議員会による理事会に対するチェック機能が高まり、その役割等が明確化された。今後も法令を遵守し、理事会と評議員会が意志疎通と連携を図れるように運営を行っていく。

▶エビデンス（資料編）

【資料 5-3-1】 大学及び短期大学部運営委員会設置規程

【資料 5-3-2】 学校法人福島学院寄附行為

【資料 5-3-3】 学校法人福島学院役員・評議員等名簿（令和 6 年 4 月 1 日）

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

第三期中期計画では過去の学生数、財務データ等、基礎として計画期間における財務計画を策定している。「学校法人福島学院第三期中期計画（財務計画）」（以下、「第三期中期財務計画」という。）の最終財務目標は経常収支差額の支出超過を段階的に改善し、計画最終年度での資金収支計算書における収支差額の収入超過（黒字化）、及び事業活動収支計算書における減価償却額を除いたキャッシュベースでの収入超過（黒字化）としている。

単年度においては第三期中期計画に基づいた事業計画、予算編成を行っており、予算案が作成、審議、承認され、当該年度において予算に基づいた適切な財務運営の確立を目指している。

計画初年度の令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度までの財務状況について「第三期中期財務計画」との比較は以下のとおりである。【表 5-4-1】

【表 5-4-1】「学校法人福島学院第三期中期計画（財務計画）」と決算実数との比較

資金収支計算書・資金収支差額

(単位：千円)

項目／年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
A 決算状況	▲103,528				
B 中期財務計画	▲279,994	▲138,987	▲92,516	▲30,417	6,239
差額 (A-B)	176,466				

事業活動収支計算書・経常収支差額（減価償却費を除く）

(単位：千円)

項目／年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
A 決算状況	▲12,841				
B 中期財務計画	▲173,445	▲111,987	▲175,016	▲107,417	43,012
差額 (A-B)	160,604				

第三期中期財務計画初年度計画比で決算数値の改善したが理由については、収入面では学生数が財務計画見込数比で増加となったことによる納付金収入の増、特別補助の獲得等による補助金収入の増により中期財務計画の数値より上回ったが支出超過に変わりはない。今期の検証を行うとともに更なる財務状況の改善を目指し2年目の運営にあたることとする。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

法人全体の財務状況については、第三期中期計画及び年度ごとの事業計画・予算編成により、安定した財務基盤の確立を目指し、財務運営を行っている。

具体的には18歳人口動態や進学率等を検証し、近年の入学人数を踏まえたうえで、学生募集活動を強化し、学生確保に向けて最大限の努力をするとともに補助金獲得にも注力し安定的な収入を確保することに取り組んでいる。その他、外部資金導入の努力としてウェブサイトを利用した寄付金の継続募集、大学施設の貸与事業等を行っている。

支出においては採用の抑制、期末手当等における人件費抑制を行った。

しかしながら、コンピューターサーバーの更新等、大きな設備関係支出があったことなどもあり結果として収入の範囲で支出を賄えず令和6（2024）年度の収支状況は資金収支計算書において103,528千円支出超過となり5年ぶりに赤字決算となった。

事業活動収支計算書の推移については経常収支差額においてマイナスが継続しているが、徐々に改善が進んでいたものの、直近の令和6（2024）年度においては137,910千円の支出超過となり、大きく悪化した。

主な財務比率についても人件費依存率が令和5（2023）年度94.5%から令和6（2024）年度102.4%に悪化、経常収支差額比率が令和5（2023）年度△4.4%から令和6（2024）年度△13.6%に悪化した数値となっている。

また、令和6（2024）年度の貸借対照表からみる財務状況については、運用資産（引当資

産＋有価証券＋現金預金）は 2,820,787 千円となっており、法人規模からも当面の資金繰りに窮することはない。財務比率で重要な流動比率も 423.3%となっており、前年度の全国平均 267.1%との比較で高い数値となっている。

なお、第三期中期財務計画上の指標としては、計画最終年度の令和 10（2028）年度において日本私立学校振興・共済事業団の示す経営財務指標における、令和 5（2023）年度の「B2」から 2 段階上の「B0」（14 段階の上から 4 段階目）になることを目指している。今後の財務改善にもつながる大きな施策としては、何といたっても学生募集活動の強化である。教職員一丸となり教育の質向上の努力を重ねるとともに、その内容を効果的に外部へ情報発信を行っていく。併せて、収入全体の 3 割程度を占める補助金収入の獲得にも力を入れる。今回、少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援の一環としての特別補助金制度「少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える私立大学等戦略的経営改革支援」に応募し大学部門が選定を受けたが、これは新たな発想で地域を支える学生の実践力を高めるための「実践力強化プログラム」が評価されたものである。教養教育科目の再編と共通化、福祉心理学科、こども学科専門教育科目の再編・共通化、他学科の専門教育科目の履修の単位化や本学が取り組んできた地域連携活動のカリキュラム化など、学位プログラムの構造転換を地域連携活動と組み合わせる年次計画により実施していくこととする。

第三期中期計画 2 年目となる来期においては財務状況をさらに改善し、計画最終年度の令和 10（2028）年度には資金収支差額の黒字化継続、経常収支差額の改善（減価償却を除くキャッシュベースでの黒字化）ができるよう年次計画により、財務財務運営を進める。

（3）5-4 の改善・向上方策（将来計画）

財務状況を迅速かつ正確に把握し、大学本来の教育研究活動を継続していくため、経費面での継続的な節減・効率化を図る。予算編成においても第三期中期計画に沿って予算編成を策定し、収支の健全化を目指す財務運営を行い、長期的に持続可能な財政基盤を築いていく。

そのために第三期中期計画を基本として、収入についてはマネジメント学部を中心とした学生募集強化、改革総合支援事業等、補助金獲得に努め、支出においては段階的な経費抑制方針により運営を進める。

第三期中期計画 2 年目となる令和 7 年度においても、教育の質保証を担保するための教学改革を進めることにより学生の満足度を高め、入学者を確保する一方で、休学者、退学者の減少を図り、納付金収入の維持に努めるとともに、経費については抑制方針とする中で、重点事業を取決め、メリハリのある予算配分を行い、教育の質を上げていくことができるよう計画する。

▶エビデンス（資料編）

- 【資料 5-4-1】 学校法人福島学院第三期中期計画
- 【資料 5-4-2】 学校法人福島学院第三期中期計画（財務計画）
- 【資料 5-4-3】 旅費規程（教員）
- 【資料 5-4-4】 旅費規程（職員）
- 【資料 5-4-5】 令和 6 年度学校法人福島学院事業報告書
- 【資料 5-4-6】 令和 6 年度資金収支計算書
- 【資料 5-4-7】 令和 6 年度事業活動収支計算書
- 【資料 5-4-8】 令和 6 年度貸借対照表

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

法人の会計処理は学校法人会計基準及び「福島学院経理規程」、「福島学院調達規程」、「福島学院予算管理規程」等、財務関係規程に基づき適正に行われている。資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用においては安全性を第一に考えて株式投資等は行っておらず、銀行預金のみで運用している。「福島学院資産運用規程」に基づき適切な会計処理を行い、安全かつ適正に管理している。予算編成については、次年度の予算案編成作業を毎年 12 月から開始し、中期計画に基づいた各科課室の運営計画案を集約した大学全体の事業計画及び各科課室から提出された予算積算書を集約した予算案について、常任理事会の議を経て毎年 3 月に開かれる評議員会の意見を踏まえたうえで、理事会において最終決定している。

予算の執行状況については経理課において月次単位で予算管理表を作成し、各科課室にフィードバックし、相互に予算執行内容を確認している。また 3 か月ごとに開催される月次決算検討会では理事長・学長、学内理事をはじめ監事も出席し予算執行内容、資産運用状況等を確認している。

なお、予算執行の中で新たな計画等が発生した場合等、必要に応じて補正予算を編成し、理事会、評議員会に諮ることによって適正に実施されている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学院の会計監査体制については、「寄附行為」及び「監事監査規程」に基づき監事 2 人が監査を実施している。監査は私立学校法で定める監事監査報告書のほかに、7 月の理事会に提出される監査計画書のもとで実施され、翌年度 5 月の理事会に監査結果を報告している。具体的には監事 2 人のうち経理・財務主担当の監事が原則として週 2 回出勤し、毎

年定めている監査計画のもとで、各科課室と連携を取りながら監査項目に沿った実効性の高い監査を行っている。また、四半期ごとに開催している月次決算検討会において予算執行、資産運用状況等を確認するとともに常任理事会をはじめとした主要な学内会議に出席し、運営状況の確認を行っている。加えて週1回、理事長から運営状況を聴取し、副学長、学部長、事務局長、部長はもとより、各所属長等からも随時運営状況報告を求め、重要な意思決定を伴う会議等の議事録も確認し、事後チェックも実施している。

教務主担当の監事は、月2回程度出勤し、大学運営や教務に関する会議に出席しながら監査業務を行うとともに、監事相互の連携を深めながら情報・認識の共有を図っている。

また、私立学校振興助成法に基づき、独立監査人（公認会計士）の監査も受けており、監事との間で年2回の監査打合せ会、理事長とのディスカッション等も実施し、情報の共有を図っている。

内部監査については、企画室職員が教員の公的研究費使用における不正防止のためのリスクアプローチ監査を行っており、監事の確認を受けている。

(3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

中期計画に沿って各年度に予定される事業における予算編成を基礎とし、より精度の高い運営を行っていくため、諸基準、規程に従い適切な会計手続きを行うことが必要である。これらの予算編成、執行に伴う会計手続きを厳格に行ってきたが、さらに会計処理及び管理の充実を図っていく。また、監査体制については監事監査を適正に進められるよう教職員のサポート体制を充実させていく。

▶エビデンス（資料編）

- 【資料 5-5-1】 福島学院経理規程
- 【資料 5-5-2】 福島学院調達規程
- 【資料 5-5-3】 福島学院予算管理規程
- 【資料 5-5-4】 福島学院資産運用規程
- 【資料 5-5-5】 学校法人福島学院第三期中期計画
- 【資料 5-5-6】 学校法人福島学院寄附行為
- 【資料 5-5-7】 学校法人福島学院監事監査規程
- 【資料 5-5-8】 監事の監査報告書（私立学校法第37条による）
- 【資料 5-5-9】 令和6年度監事監査計画書
- 【資料 5-5-10】 令和6年度監査報告書

〔基準5の自己評価〕

本法人は、関連の諸規程によって統括され、理事会の決定を踏まえ、第二期中期計画とそれに紐づく年次事業が計画的に実施されることで、経営の規律と誠実性が担保されている。また、管理運営は最高意思決定機関である理事会の決定を踏まえ、理事長・学長のガ

バランスのもと事業を総括し、使命・目的等の実現に向けて、事務局が分掌に応じた業務執行を継続的に努力している。業務の執行にあたっては、常任理事会や運営委員会等とおして、管理部門と教学部門の適切な連携を図っている。

事業内容については、理事会、評議員会、監事によって適切な検証が行われている。財務運営については、第三期中期計画において総合的な収支バランスを図り、安定した財務運営を目指している。予算編成については各科課室から提出された予算積算書を精査し、必要な予算として集約している。予算執行についても必要な規則等を整え適正な会計処理を実施している。

会計監査体制及び実施については、監事、公認会計士により適切に実施され、法人及び大学の管理運営の円滑化と相互チェックによる強化を図っている。

以上のことから本学は、経営の規律、誠実性が担保され、財務基盤が確立しており「基準 5 .経営・管理と財務」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

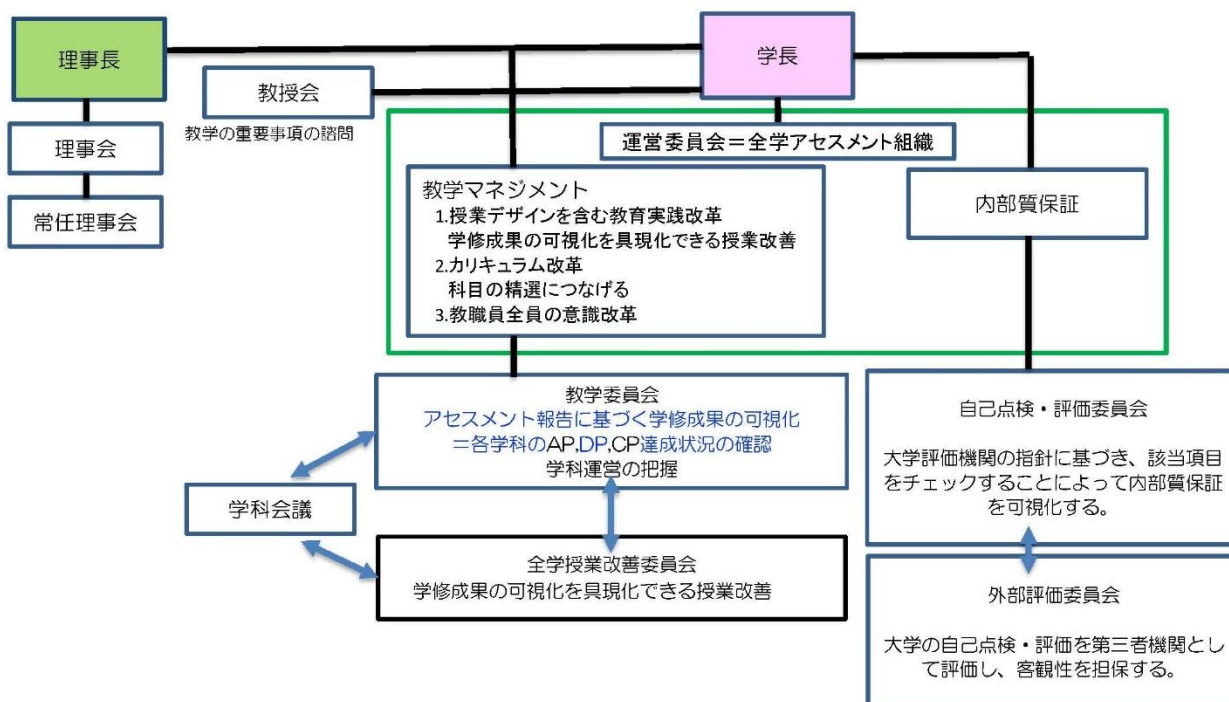
(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、大学と共通の「自己点検・評価に関する規程」を設け、その第 1 条に「自己点検・評価は、本学の教育と研究、及び管理運営の活性化と共に、本学の教育理念及び社会的使命を達成させるための自己改革に資することを目標とする。」と定め、内部質保証に関する方針を示している。第 2 条には、「自己点検・評価項目の設定、実施計画の策定、評価の分析、報告書の全学的観点からの点検等の適正な運営を図るため、「自己点検・評価委員会」を設置する。」と定め、内部質保証のための体制【図 6-1-1】を整備している。また、「学長は、必要があると認めるときは、専門委員会を置くことができる。」として、学長のリーダーシップのもとに内部質保証に対する責任体制も定めている。

その他、第 7 条には本学が実施した自己点検・評価の結果に関して外部の視点から評価し、本学の教育・研究の質向上と改善に資する提言を学長へ行うため、外部有識者で構成されている外部評価委員会も置いている。その結果に関して、学内に対し大学報で周知している。

【図 6-1-1】内部質保証のための組織体制



(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、令和元（2019）年度より日本高等教育評価機構の評価項目に対応する形式で自己点検・評価報告書を作成することによって、以後内部質保証に関する項目を点検し、その都度整備してきた。また、教職員及び各部署における定期的な点検活動を実施する等、内部質保証の活動に積極的に取り組み、客観的な視点として外部評価委員会において意見の聴取を行う等、体制の整備を図っている。

その結果、全ての評価項目を「満たしている」とすることができた。今後も一層の体制の充実と強化を継続していく。

▶エビデンス（資料編）

【資料 6-1-1】 自己点検・評価に関する規程

【資料 6-1-2】 大学報 Vol.35（令和 6（2024）年 5 月 31 日発行）

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、自主的・自立的に大学の質保証を担保するために、事業計画及び「第三期中期計画」に基づき、毎年「自己点検・評価報告書」を作成している。各種調査やアンケート等、各科課室で集めたデータやエビデンスを集約し、「自己点検・評価報告書」の内容をより実質的なものとして、自己点検評価委員会にて検証し、その結果を学内で共有している。

令和 2（2020）年度からの「自己点検・評価報告書」においては、内部質保証の拡充を目指して「本学独自の評価項目」を設け、本学の個性・特色である地域連携活動に関しても評価を行っている。

また、「自己点検・評価報告書」は本学ウェブサイトで学外にも公表している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、学籍、入学者選抜、キャリア支援、健康管理、財務等について、部署ごとに現状把握のための調査、データの収集・蓄積が行れ、各担当部署が必要に応じて分析を行っている。

令和 2（2020）年度より IR（Institutional Research）業務は教務課が所管し、「授業評価アンケート」、「学修行動と学生生活に関する実態調査（卒業時アンケートを含む）」について実施・集計している。また令和 4（2022）年度には学修者本位の教育の一環として学修成果を可視化するために、大学全体と学科ごとのディプロマ・ポリシー（以下 DP とい

う)について、「DPに基づく学修成果のふり返しシート」を実施した。アンケート集計データは教学委員会をととして情報が共有され、教学運営に係る業務の執行に活かされている。

令和(2024)年度末には、理事長・学長室を事務所管とし、学長のリーダーシップのもと「IR推進委員会」が新たに組織化された。また、従来は紙媒体で実施していた「DPに基づく学修成果のふり返しシート」については、令和6(2024)年度より、WebClassのeポートフォリオ機能を活用したオンライン形式へと移行し、学修成果の記録・点検をより効率的かつ継続的に行える体制が整えられた。今後は、IR推進委員会の主導の下、これらの調査・分析結果を更に教学運営に反映させることで、教学の質向上および教育改革の推進を図っていく。

(3) 6-2の改善・向上方策(将来計画)

本学の質保証及び教育の質保証の一層の充実を図るために、今後も学長のガバナンスのもとに「自己点検・評価委員会」を中心として点検・評価を実施して行く。またその結果を公表し、社会における大学の説明責任を果たしていく。これらの評価結果ないし外部評価委員等からの意見も積極的に取入れ、内部質保証のための指針として、「第三期中期計画」と連動し改善を図っていく。

なお、IRの重要性を勘案し、教職協働にて教学改革に資する教学IRを展開していく。その分析結果等に基づき、学長の教学上の意思決定において実効性のある改善をサポートする情報提供、施策提案に取り組んでいく。

▶エビデンス(資料編)

【資料 6-2-1】 学校法人福島学院第三期中期計画

【資料 6-2-2】 本学ウェブサイト(ホーム>大学案内>評価)

https://www.fukushima-college.ac.jp/disclosures_evaluation/

【資料 6-2-3】 令和6年度後期授業評価調査集計結果について

【資料 6-2-4】 令和6年度後期学修行動と学生生活に関する実態調査集計結果について

【資料 6-2-5】 業務組織規程

【資料 6-2-6】 教学委員会規程

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性
--

令和 3（2021）年度から、各学科の三つのポリシーが教育に関して適正に反映されているか、適切に学科の運営につながっているか点検することを目的に教学委員会にて検討されている。前述のとおり自己点検・評価及び関連する教学 IR に関するデータの共有が図られたうえで、それを踏まえ各学科長が学長の諮問に回答する形で行われている。その結果を全学科で共有し、福島県教育委員会教育長から第三者としての意見を得ている。そして、その意見は教学委員会にて、学長から各学科長へ伝えることで教育の改善・向上の PDCA サイクルに反映している。

令和 6（2024）年度末には、IR 推進委員会が新たに設置された。これにより、経営戦略の立案及び教育活動を含む大学全体のパフォーマンス向上を図るとともに、データに基づく意思決定支援を通じて、経営基盤の強化及び教育の質向上を目指している。IR 推進委員会は大学全体の PDCA サイクルの仕組みを確立し、その機能性を担保することで、各種施策の改善と成果の最大化に寄与する役割を果たしていく。

また「教学委員会規程」第 6 条で「委員は、委員会において審議し、また決定した事項について、各学科の学科会議等において検討及び実施提案を行い、その結果等について、委員会に報告する」としている。全学的な教学方針を決定する教学委員会と各学科の学科会議との関係がこのように規程化され、全学的意思決定と各学科単位での機能的な連動体制が整えられている。

以上の PDCA サイクルに基づいて改善していることを共有したうえで自己点検・評価委員会も連動して報告書を作成しており、大学全体で内部質保証を実施しているといえる。

なお、内部質保証機能の改善のため、令和 6（2024）年 4 月 1 日からの施行として、学校教育法第 93 条に対応した「学長裁定」、及び学生の懲戒に関する手続きを定めた「学生の懲戒に関する規程」を制定した。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

教学委員会における三つのポリシーの点検と内部質保証への取組や、自己点検・評価委員会における「自己点検・評価書」の検証の中で、短期大学の運営及び教学に関する課題を共有・検討できており、今後も教職員一体となって、PDCA サイクルの充実を図っていく。

なお、認証評価は令和 5（2023）年度に終了し、適格認定を受けているが、その結果を反映し、第三期中期計画が策定されている。今後は、第三期中期計画に基づく情報の共有と実効的な方策の実現を通じて、内部質保証機能の一層の強化を図っていく。

▶エビデンス（資料編）

- 【資料 6-3-1】 教学委員会規程
- 【資料 6-3-2】 教学委員会議事録
- 【資料 6-3-3】 自己点検・評価に関する規程

【基準 6 の自己評価】

本学は、自己点検・評価と第三期中期計画（令和 6 年度開始）に基づき、教学及び短期大学運営上の基本組織である教学委員会、自己点検・評価委員会、各種会議等において、全学的な課題と各学科の個別的な課題に関する点検評価の取組とその進捗状況を継続的に評価している。その評価を学内で共有しながら、評価システムも含めて改善に努めている。また、外部評価委員会や三つのポリシーについて外部有識者の意見を求める等、内部質保証の組織体制として客観的な視点も入れて整備し、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価体制が図られている。

以上のことから本学は、内部質保証の組織体制、自己点検・評価について適切に整備、実施しており、「基準.6 内部質保証」の趣旨を満たしていると評価できる。

Ⅳ. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域における連携活動・連携事業

A-1. 地域連携活動

A-1-① 地域連携センターの連携活動

A-1-② こども図書館の活用

A-1-③ 「読み聞かせプロジェクト」の展開

A-1-④ Nutrition Cafe 福島

A-1-⑤ はらくっちゃん食育ワークショップ

A-1-⑥ あしたの食卓への開催協力

A-1-⑦ 食物栄養学科関係地域連携

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域連携センターの連携活動

地域連携センターでは、自治体や企業と連携するプロジェクトを「地域連携活動」、地域連携活動をより深化させるために包括連携協定を締結したプロジェクトを「地域連携事業」と位置付け、本学の窓口となって積極的な地域連携を推進するとともに連携実績の発信に取り組んだ。

A-1-② こども図書館の活用

こども図書館は、「本学の学生に子ども図書を通じた実感のある学びの提供や言葉の力の育成を図ること」、「本学認定こども園の園児に豊かな感性や心、知的好奇心、言葉の力の素地を育むこと」、「地域の子育て支援の拠点として地域の親子が子ども図書に親しむ場を提供すること」の3点をねらいとして、すべての本を「面出し」にして一冊からあふれ出る「想い」を伝えられるように配架している。これを特色として令和3（2021）年度に開館した。

蔵書は、現在1,000冊以上あり、定番の絵本をはじめ、大型絵本、洋書原書、英語の絵本等の多様なジャンルの子ども図書を揃え、様々な活用の仕方ができるようになっている。

こども図書館は、様々なメディア等で取上げられたことで話題になっており、見学者や問合わせも多い。島根県立大学からの視察をはじめ、福島市教育委員会の研修、福島地区学校図書館研究会の研修等での活用等、これまでに交流のなかった機関との交流も始まっている。

新刊図書の紹介や貸出月間ランキング、季節の本やおすすめ本の紹介等の工夫により、本学認定こども園在園児や地域の未就園児、学生、教職員を中心に貸出しが増えている。

特に、保育学科の授業では、本学認定こども園の園児への「読み聞かせプロジェクト」や教材研究に大いに活用されている。

こども図書館は、本学認定こども園において日常の授業や保育で欠かせない大事な施設となっている。こども図書館を基盤として保育の実践の場となり、本学の「読み聞かせプ

プロジェクト」や本学認定こども園での「福島市特色ある教育・保育プロジェクト」等、様々な実践が展開されている。

A-1-③ 「読み聞かせプロジェクト」の展開

こども図書館を活用した取組の一つとして、令和4（2022）年6月より「読み聞かせプロジェクト」検討会を立上げ、読み聞かせの実践の在り方について検討を重ねてきた。「読み聞かせプロジェクト」の第一のねらいは、本学学生の読み聞かせ技能の向上と「言葉の力」やコミュニケーション能力の向上を図ること、第二に地域の子どもたちの豊かな感性や心、知的好奇心を育み「言葉の力」の素地を培うこと、第三には、こども図書館が地域における読み聞かせの拠点になることである。これらの三点のねらいのもとに、地域の子どもたちへの読み聞かせ活動、技能向上のための読み聞かせ学習会、読み聞かせ研究会の企画、こども図書館の魅力創出を掲げ実践してきた。

令和5（2023）年度からは、保育学科2年生全員を対象とし、後期科目「保育・教職実践演習（幼稚園）」の授業の一環として、時間割外に「読み聞かせ」の実践を行っている。また、1年次の必修科目「会話演習」授業時における連携も図っている。

本学の授業や実習をとおして学んだ読み聞かせの知識や技能を活用し、保育活動を構想、展開する学びの場として、ここでの学びが卒業後の保育・教育現場における実践力として機能することを期待している。絵本の選定の仕方、年齢の違いに応じた読み聞かせの方法、読み手の話し方（声量、滑舌、表情等）、絵本の作品理解や子どもの反応を踏まえた読み聞かせの工夫、持ち方、めくり方等、これまで身に付けた知識や技能をもとに、子どもたちに対して読み聞かせを行い、計画・準備(Plan)－実践(Do)－評価(Check)－改善(Action)のサイクルを重視した取組とした。

本学認定こども園の子どもたちにとっても学生による読み聞かせは楽しい時間となっており、「読み聞かせプロジェクト」は、本学の保育者を目指す学生、地域の子どもたち双方にとって大変意義のある取組として展開している。

A-1-④ Nutrition Cafe 福島

Nutrition Cafe 福島は、食物栄養学科の教員やその研究領域と言った大学のシーズあるいは話題や学びのベースを、地域の方々と共有するという位置づけで、「まあ、縁側でお茶でも飲みながら、一つ話を聞いて行って下さいな」というコンセプトで始めた取組である。

令和6（2024）年度は以下のとおり開催し、本学卒業生、本学教員、客員教員、学生がそれぞれプレゼンテーションを実施し、ファシリテーターも学生が担当し、学びの時を盛り上げた。

- ・「いきいき里山暮らしの秘密－人生100年野菜をあなたに－」

ゲスト NPO 法人りょうぜん里山がっこう 代表理事 高野金助

これらの会には、地域の方も参加し、ともに学ぶ機会を得ることができた。また、これらの参加者の中にはリピーターも見られ、地域の人たちの興味を引く取組となっている。イベント当日の様子も新聞等のメディアで報道され、地域の中での知名度も徐々に高まっている。

A-1-⑤ はらくっちゃん食育ワークショップ

地域の課題、地域へ好影響を与えるイベントとして、学齢前の子どもから中学生までを対象として「食育科学ワークショップ」として実施している。子どもの頃から「食育」に触れ、食べ物ができてから私たちの体内に入るまでの過程を知り、自ら健康的な食習慣を身につけることが重要だと考えている。その一歩として、簡単な調理や食品を用いた実験等をとおして食材を科学（化学）の見方で探っていくことの楽しさを地域の子どもたちと共有していくことを目的として実施した。食材といわれる野菜や果物を実際に調理するプロセスで、どのような「科学」が潜んでいるのか、「科学」的な取組で明らかにしていく。このことで、大人も子どもも興味津々に学びを深めることができている。担当した学生たちも、準備段階から学びを深め、学びと伝えることの手法を会得している。

令和6（2024）年度は、以下の2回を開催し学びを深めた。

1. 「ゼリーせっけんとバスボムのひみつ」
2. 「米粉のひみつ」

※特定非営利活動法人シェア・ラブ・チャリティー主催のイベントにて開催

毎回、県北地域の子どもたちとその家族と、調理体験や実験を行い食品にまつわる科学に触れ、楽しみを共有することができた。地域の方と、学生・教職員ともに新たな発見をすることができた。

A-1-⑥ あしたの食卓への開催協力

福島民報社と福島県立医科大学が進める「健康ふくしまプロジェクト」の一環として、地産地消健康レシピによる1日だけの特設レストラン「福島を育む あしたの食卓」を飯坂温泉「摺上亭大鳥」で実施され当学科の1年生が参加した。

6月21日には、フレイル予防についての講演会も開催され、本参加者は、食と健康、食の安全・安心に加え、福島県産食材について理解を深めた。

講演会終了後は総料理長の赤井氏が、福島県産の食材を使用した健康レシピで一般参加者に料理を振舞った。前日の6月20日には、1年生が赤井氏の指導の下、食材の下ごしらえなどの作業を行い、会食当日は配膳を手伝い、プロの仕事を間近で体験したり、参加者との交流を持ったりと、実践から多くの学びを得ることができた。

A-1-⑦ 食物栄養学科関係地域連携

食物栄養学科では、食物栄養にかかる地域課題を地域の方と協働して解決し、地域の様々な課題を解決することを目指している。この地域課題への取組は以下のとおりである。

1. チャレンジふくしま県民運動推進協議会と連携し、福島県民の健康増進「チャレンジふくしま県民運動」の推進活動の一助として、学生が「特別研究」の授業で県産食材を使ったヘルシーメニューの開発を行った。試作、試食、評価を繰り返し“手軽に簡単に作りやすいメニュー”を考案した。健康に配慮しバランスの取れた栄養成分になるようにメニューを調整し、栄養計算を行い、その結果を「レシピ集」という形にして、冊子を制作して配布した。

令和 6（2024）年度は、福島キャノンの社員食堂で開発したメニューを実際に提供することとなり、メイン料理 2 品、副菜メニュー 3 品が提供された。同時にまた、減塩や運動など健康に関するアンケートも実施した。

メニュー提供の際、参加した学生は食べた感想や健康に関する取組などを直接聞いたり、栄養について質問を受けるなどしており、日ごろの学習の成果が試される良い経験となった。

2. 福島県伊達市霊山町大石地区にある NPO 法人「りょうぜん里山がっこう」との連携事業として、毎年、「特別研究」の授業の中で、地域の課題解決に取り組んでいる。大石地区では、地域で採れる新鮮な滋養溢れる食材を活用した、“新たなメニュー開発”という課題がある。この課題に取り組むために、地域の「大石 3 ちゃん倶楽部」と、本学学生が協働して、若者の視点で考えた地元食材の活用法を提案し、実際にレシピに従って調理、試食、評価を行い、令和 6（2024）年度は、新たな米粉スイーツのメニューを提案した。11 月に行われた収穫祭に参加し、参加者に開発したスイーツを試食していただき、アンケートも行った。この取組の中では、食事の提案、調理、評価と言った食の現場で行われている実践的なことも学んだ。収穫祭にも参加することで大石地区の住民との直接的な人情味あふれる交流も、学生にとって多くの学びとなった。

（3）A-1 の改善・向上方策（将来計画）

A-1-① 地域連携センターの連携活動

地域連携センターでは、これまで取組んできた「地域連携活動」を本学の窓口となって継続していく。

A-1-② こども図書館の活用

こども図書館については、さらに様々な授業や保育、地域のニーズなどに対応できるよう蔵書の充実が望まれる。図書の配架については、部屋ごとにテーマを設けるなど、絵本の家としての建物の良さを活かした配架の工夫をしていく。

今後引き続き、情報発信の規模を広げ、地域住民の認知度を高め、誰でもが気軽に絵本を軸に集える場として、こども図書館の活用を促進していきたい。

A-1-③ 「読み聞かせプロジェクト」の展開

「学びの軌跡の集大成」としての科目である「保育・教職実践演習（幼稚園）」の授業に位置付け、2 年生全員を対象とし目的や課題意識のさらなる高揚を図っている。特に、学生の読み聞かせ（保育）を評価し、自分たちの読み聞かせを改善していく力の向上を図るために、1 グループ 3～4 名の構成員を 2 つに分けて、お互いの読み聞かせを見合い、統一した評価の観点を基に評価し合う活動を中核として実践を行った。

学生の実践後の記録などを分析した結果、これまで、本学学生に不足していると感じられていた、自分たちの読み聞かせ（保育）を批判的な目で見て評価するという、言い換えれば、自分たちの保育を客観的に評価する意識が芽生えてきた学生が増えてきたという成果が得られたことから、今後も取組を継続していく。

A-1-④ Nutrition Cafe 福島

Nutrition Cafe 福島は、令和 4（2022）年度からスタートしたプロジェクトである。大学の持つシーズを地域と共有するという視点で始まっている。どのような内容がふさわしいか検討を行いながら、地域と大学の距離を縮めるためのプログラムを展開していく。

A-1-⑤ はらくっちゃん食育ワークショップ

本ワークショップについては、対象とする学齢前から中学生までへのアプローチの方法についてさらに検討を進め、Nutrition cafe 福島と特別研究とのテーマ統合を行いながら、本学科の教育としてふさわしい内容となるよう検討を進めていく。

A-1-⑥ あしたの食卓への開催協力

学生にとってまたとない学びの機会となることから、福島民報社と福島県立医科大学から依頼があれば、今後も積極的に協力する方向で検討していく。

A-1-⑦ 食物栄養学科関係地域連携

食物栄養学科における地域連携課題は、地域の方と協働して課題を解決することを目指し、「特別研究」、「特別研究Ⅱ」の授業として取り入れており、今後も年ごとにブラッシュアップを繰り返し継続していく。

▶エビデンス（資料編）

- 【資料 A-1-1】 大学報 Vol.35（令和 6（2024）年 5 月 31 日発行）
- 【資料 A-1-2】 令和 6 年度の主な連携事業報告
- 【資料 A-1-3】 こども図書館リーフレット
- 【資料 A-1-4】 令和 6 年度カーサ・ファミリア「こども図書館」利用・貸出記録
- 【資料 A-1-5】 島根県立大学松江キャンパス研究紀要（抜粋）
- 【資料 A-1-6】 「読み聞かせプロジェクト」リーフレット
- 【資料 A-1-7】 保育学科「読み聞かせプロジェクト」リーフレット
- 【資料 A-1-8】 保育学科「読み聞かせプロジェクト」実施に関するアンケート結果
- 【資料 A-1-9】 読み聞かせプロジェクト 関連新聞掲載
- 【資料 A-1-10】 Nutrition Cafe 福島リーフレット
- 【資料 A-1-11】 はらくっちゃんリーフレット
- 【資料 A-1-12】 ヘルシーメニュー共同開発 学生が考えた RECIPE BOOK
- 【資料 A-1-13】 収穫祭案内チラシ

A-2. 地域連携事業

A-2-①地域連携センターの地域連携事業

A-2-②幼児教育推進連携協定

A-2-③カロリーアンサープロジェクト

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 地域連携センターの地域連携事業

全体で 15 件の包括連携協定を締結し、積極的な活動を展開した。令和 7(2025)年 3 月 31 日現在の包括連携協定先は、【表 A-2-1】のとおりである。

主な活動として以下に挙げる活動のほか、地域振興や課題解決など、地域に寄り添った連携活動を数多く展開した。

【表 A-2-1】地域連携センターにおける包括連携協定先一覧

(令和 7(2025)年 3 月 31 日現在)

No.	締結年月	締結先
1	2016 年 2 月	土湯温泉観光協会
2	2016 年 2 月	福島民報社
3	2016 年 7 月	福島県伊達市
4	2019 年 6 月	飯坂温泉観光協会
5	2019 年 11 月	福島県食品生産協同組合
6	2020 年 1 月	福島県立医科大学
7	2020 年 7 月	NPO 法人 結俱樂部
8	2020 年 12 月	株式会社いちい
9	2020 年 12 月	福島信用金庫
10	2021 年 3 月	福島県浪江町
11	2021 年 4 月	福島地域酒米研究会
12	2021 年 12 月	株式会社 AC 福島ユナイテッド
13	2022 年 9 月	ふくしま三大ブランド鶏推進協議会
14	2022 年 12 月	福島県教育委員会
15	2023 年 2 月	よい仕事おこしフェア実行委員会

A-2-② 幼児教育推進連携協定

福島県教育委員会と本学は、令和 4 年 11 月に「幼児教育推進」における連携協力に関する協定を締結し、教育の出発点は幼児教育であるという考えのもと、本学の福祉心理学科、こども学科、短期大学部保育学科等の教育・研究の知見を生かして、本学認定こども園における実地研修等、「研修・支援・研究」の三つの視点から、幼児教育の質の向上に取り組んでいる。

令和 6（2024）年度は、本学大学院及び福祉学部福祉心理学科を起点とした精神医学及び心理学の知見を活用した幼児教育関係者および小学校・特別支援学校教員対象の研修会を以下のとおり福島県教育委員会と共に実施した。

研修会 1 テーマ：「発達に課題を抱える子どもへの対応の在り方について①」

（講師：内山登紀夫福祉心理学科教授）

開催日：令和 6（2024）年 8 月 21 日（水） 会場：宮代キャンパス本館

研修会 2 テーマ：「発達に課題を抱える子どもへの対応の在り方について②」

（講師：佐藤則行福祉心理学科講師）

開催日：令和 6（2024）年 8 月 30 日（金） 会場：宮代キャンパス本館

研修会 3 テーマ：「子どもの問題行動に対応するために-感情コントロールと

伝え方のステップ-」（講師：佐藤則行福祉心理学科講師）

開催日：令和 6（2024）年 9 月 13 日（金） 会場：宮代キャンパス本館

研修会 4 テーマ：「1・2 歳児の発達と保育の在り方-3 歳以降の発達や学びへの

つながり」（講師：二谷京子こども学科准教授）

開催日：令和 6（2024）年 9 月 26 日（木） 会場：宮代キャンパス本館

A-2-③ カロリーアンサープロジェクト

福島県食品生産協同組合と連携協定を締結し、福島県の県北地域のみにとらわれず、福島県全域の中小食品製造事業者が、平成 27（2015）年 4 月に施行された「食品表示法」の猶予期間が終了した令和 2（2020）年 4 月の完全実施を受けて、食品への「栄養表示」が課題となり、この課題を解決するために本学と協働してこの課題に取り組むことにした。加工食品中の「熱量（カロリー）」、「たんぱく質」、「脂質」、「炭水化物」、「ナトリウム（食塩相当量）」を定量し、そのデータを食品製造事業者へ知らせ、表示の一助とすることを進めている。これまでに分析を行ったものは 1,150 点を超え、大きな成果として連携先である福島県食品生産協同組合とともに地域に貢献している。

また、このプロジェクトをとおして、学生・教職員は地域内における食品メーカーを取巻く課題の一端に触れることができ、その課題に取り組んでいるという自覚を涵養するとともに、食品表示のみにこだわることなく、広い視点で課題の解決へ向けた取組を学ぶ取組ができている。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

A-2-① 地域連携センターの地域連携事業

地域連携センターでは、これまで取組んできた「地域連携事業」を「地域」と「大学」「学生」を繋ぐ活動として継続していく。

A-2-② 幼児教育推進連携協定

幼児教育推進連携協定については、福祉・保育・栄養等、様々な領域の専門分野の知見を活用し、福島県教育委員会との連携による研修会などを通じて地域課題の解決に貢献していきたい。

A-2-③ カロリーアンサープロジェクト

カロリーアンサープロジェクトは、中小企業という条件を持つ福島県内食品産業の課題を容易に解決することは困難であり、引続き継続して行かなければならないが、カロリーアンサーの使用やサンプルの前処理などの「ノウハウの共有」が重要であるため、教員と学生、特に学生については、先輩から後輩への引継ぎを円滑に行うことが出来るシステムの構築に努める。

▶エビデンス（資料編）

【資料 A-2-1】 連携協定書写し

【資料 A-2-2】 令和 6 年度 福島県教育委員会と福島学院大学との連携事業
子どもの様々な発達の課題に対する支援や指導の在り方を考える
研修 実施要項

【基準 A の自己評価】

本学は保育学科、食物栄養学科を擁し、それぞれの専門分野の教育・研究を行うとともに、多くの地域連携活動をとおして、「地域で学び地域に学ぶ」という姿勢をもって「地域になくてはならない」大学としての役割を果たしている。

よって、「基準 A. 地域における連携活動・連携事業」の基準を満たしていると評価できる。

自己点検・評価委員会